

第3編 地震・津波災害対策

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成する唐津市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための総合的な計画であり、市及び市区域内の公共的団体等防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震災害又は津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害又は津波災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 地震に関する本市の特性

第1項 本市の地形、地質

本市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は佐賀市、福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市にそれぞれ境を接し、北部は、玄海灘に面した沿岸地域であり、市の北東部には虹の松原と呼ばれている砂丘が発達し、北西部にかけては、リアス式海岸の東松浦半島を含んでいる。

また、市の東部・南東部の七山、相知、厳木地区及び南西部の北波多地区は、山間部を呈している。

本市の地質は、花崗岩からなる唐津、七山、浜玉地区、玄武岩からなる上場台地（肥前、鎮西、呼子地区）、第三紀層からなる北波多、相知、厳木地区の3地域に分けられる。

第2項 本市の地盤

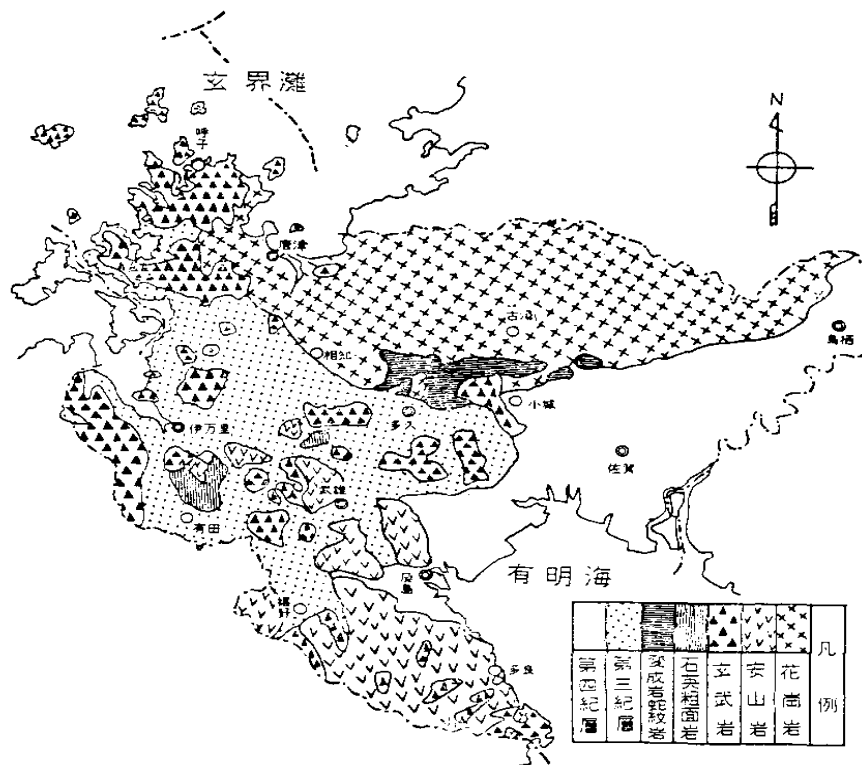
地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

市内の地盤は、硬質の花崗岩、玄武岩で構成されているが、この地域で地震が発生した場合においても相当規模の被害が生じるおそれがある。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることが分かっている。

【 佐 賀 県 の 地 勢 】



【 佐 賀 県 の 地 質 】





出典：土地分類図（佐賀県）—表層地質図一、経済企画庁総合開発局、監修、（財）日本地図センター発行、1974
表層地質図

第3項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

本県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」

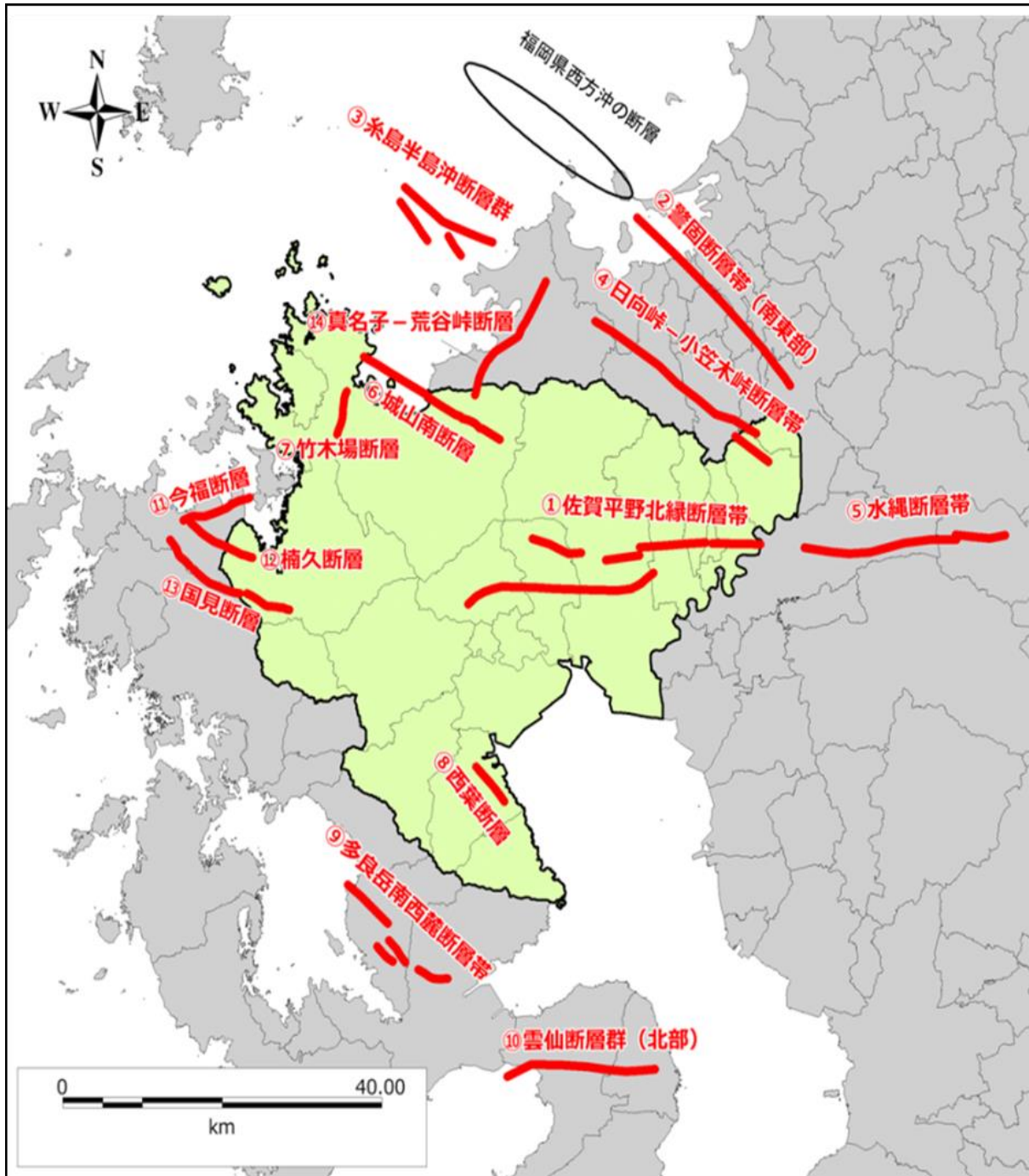
（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

主要な活断層分布図



【出典】

- ・九州活構造研究会（1989）：九州の活構造
- ・活断層研究会（1991）：新編 日本活断層分布図と資料
- ・長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
- ・地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について
- ・原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第4項 これまでの地震災害等

1 地震災害

(1) 県内

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2015（平成27）年までに本県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で、県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者14人、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間に於いて県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015（平成27）年11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016（平成28）年4月14日21時26分に、熊本県熊本地方の深さ11kmでM6.5の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度4を観測した。また、2日後の4月16日1時25分に、熊本県熊本地方の深さ12kmでM7.3の地震が発生し、最大震度7を観測したほか、県内でも震度5強を佐賀市、神埼市、上峰町で観測し、1時27分に佐賀県内の津波予報区（有明・八代海）に津波注意報が発表された。この一連の地震活動は「平成28年（2016年）熊本地震」と命名され、県内では重症者4人、軽傷者9名などの被害が生じた。

(2) 市内

2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震では、みやき町で県内初めて震度6弱を記録し、他の市町においても震度5強～4であった。唐津市も震度5弱を観測し、一部の建物において、屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破損及び高島における、落石等の被害が見られた。

2016（平成28）年4月14日、熊本県と大分県で相次いで大きな地震が発生した（以下「熊本地震」という。）震度7を観測する地震が4月14日夜及び4月16日未明に発生した。震度7の観測事例としては、九州地方では初めてであり、特に熊本県では甚大な被害が生じた。

熊本地震による佐賀県内の震度は佐賀市等で震度5強、唐津市で震度4を記録し、大きな被害はなかったが、被災地に対して救援物資の提供や避難所運営支援などを目的とする職員派遣等を実施した。

《佐賀県における過去の主要地震被害》

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れ
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落ち）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震 町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領 死者18人、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、 佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村 水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。 佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震 唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡、三瀬村 壁に亀裂、崖崩れ、器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市 電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡 家屋倒壊 佐賀地方 瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内 棚の上のコップや花瓶落下。陶器店の大皿割れる。 神埼、唐津 ガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡 高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成12年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、人的被害 重傷1人、軽傷14人 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 唐津市で震度5弱を観測、屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破損 タイル落下、駐車場亀裂、エレベーター停止 一部地域電話不通（300世帯）
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神埼市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重症者4名、軽傷者9人

（資料）福岡管区気象台要報第25号（昭和45年3月）、第36号（昭和56年2月）

佐賀県災異誌第1巻（1964年3月）、第2巻（1974年3月）

日本被害地震総覧（1996年）

福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号（平成17年4月）

2 津波災害

本県において発生した津波災害は、1792年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものだけが記録されている程度であり、少ない。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されているものの、唐津市における被害は記録されていない。

しかし、2010（平成22）年2月27日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999（平成11）年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。唐津港で20cmなどの津波が観測されたが、被害はなかった。チリ近海では50年前にも大きな地震がおこり、日本では三陸海岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。

また、2011（平成23）年3月11日東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、唐津港で19cmの津波が観測された。

2024（令和6）年能登半島地震による津波では、佐賀県北部に対し津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cm、唐津港で13cmの津波が観測された。

第3節 被害想定

第1項 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化したうえで、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定する。

■佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県危機管理防災課）

■佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課（現：農山村課））

■佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

- 震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと
- 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

第2項 地震による被害の想定

1 想定地震の設定

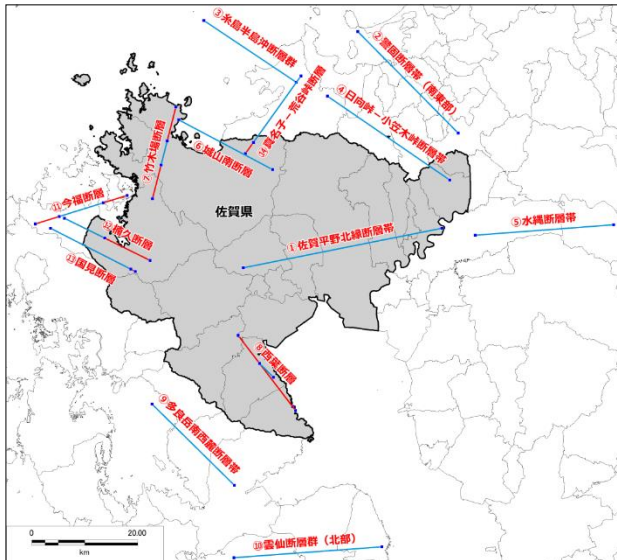
(1) 想定候補となる地震

第1章第2節第3項で示した次の佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

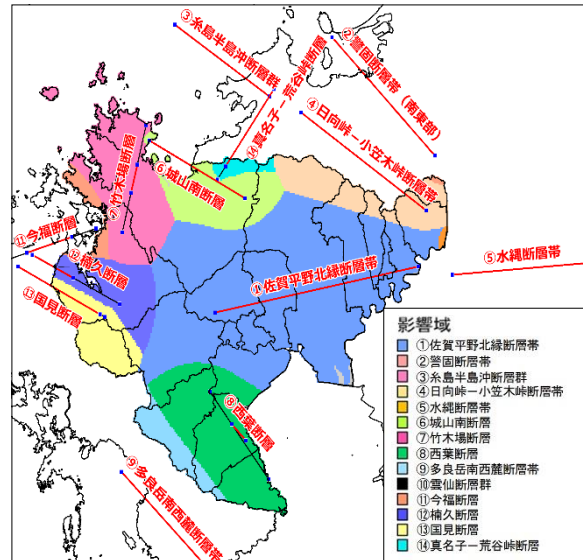
- ①佐賀平野北縁断層帯 ②警固断層帯（南東部） ③糸島半島沖断層群
- ④日向峠-小笠木峠断層帯 ⑤水縄断層帯 ⑥城山南断層 ⑦竹木場断層 ⑧西葉断層
- ⑨多良岳南西麓断層帯（大村-諫早北西付近断層帯） ⑩雲仙断層群（北部）
- ⑪今福断層 ⑫楠久断層 ⑬国見断層 ⑭真名子-荒谷峠断層

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ^{*1}を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分^{*2}をもとに設定）を用いた簡便法^{*3}により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短いですが、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層（⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭）については、断層幅と同じ長さ（18km程度）を有する震源断層として設定した。



簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化



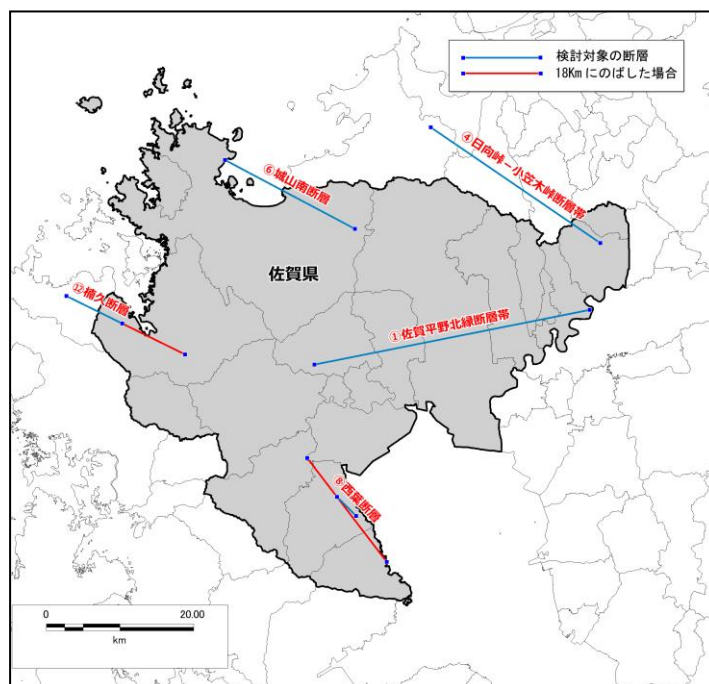
簡便法の震度による影響範囲区分

(2) 詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度6強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較して、佐賀県への影響度が大きい次の5つの活断層（帯）を詳細法※⁴による検討対象として選定した。

詳細法による地震動検討に当たっては、地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）」に準拠して特性化震源モデル※⁵を設定するとともに、各断層による地震の佐賀県への影響が大きくなるように断層パラメータを設定した。

特に、佐賀平野北縁断層帯については、強震動生成域（アスペリティ）※⁶の位置や破壊開始点を変更した複数のケースを検討し、人口の多い地域に最大の影響のある地震動を求めることとした。



詳細法による検討を行う断層のトレース

ア 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測した。

イ その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

●日向峠－小笠木峠断層帯

強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

●城山南断層

強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西部に設定した。

●楠久断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

●西葉断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定した。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

断層（帯）名	断層の長さ (km)		走向 (°)	傾斜 (°)	上端 深さ (km)	幅 (km)	マグニ チュー ド M	モーメン ト マグニ チュー ド※7 Mw	計算用 断層モデル (km)	
	既往 資料	検 討 上 の 長さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S→ 60S	3→ 2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠－小笠木峠断層 帯	28	28	305	90	3→ 1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118. 6	90	3→ 1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75SW	3→ 2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

(3) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである（佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載）。

震源～工学的基盤※8： 地震調査研究推進本部（2012）による「全国1次地下構造モデル（暫定版）」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル※9を用いて、統計的グリーン関数法※10により工学的基

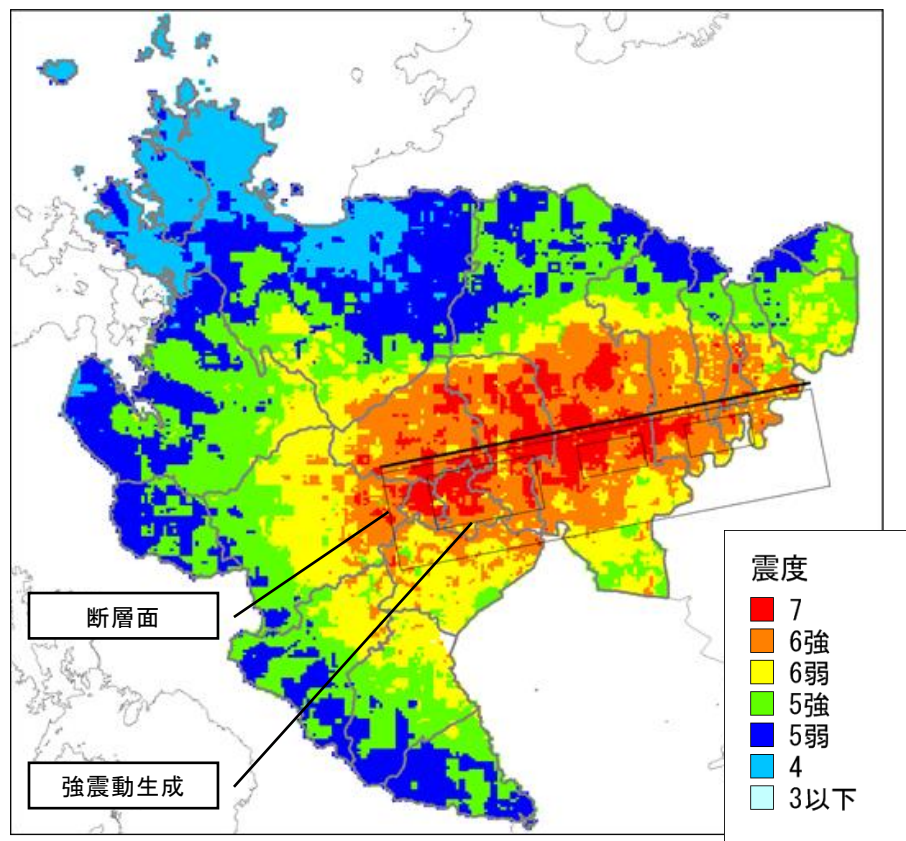
盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル※¹¹を作成し、このモデルを用いた応答計算※¹²により地表の地震波形を求め、計測震度※¹³等を算出した。

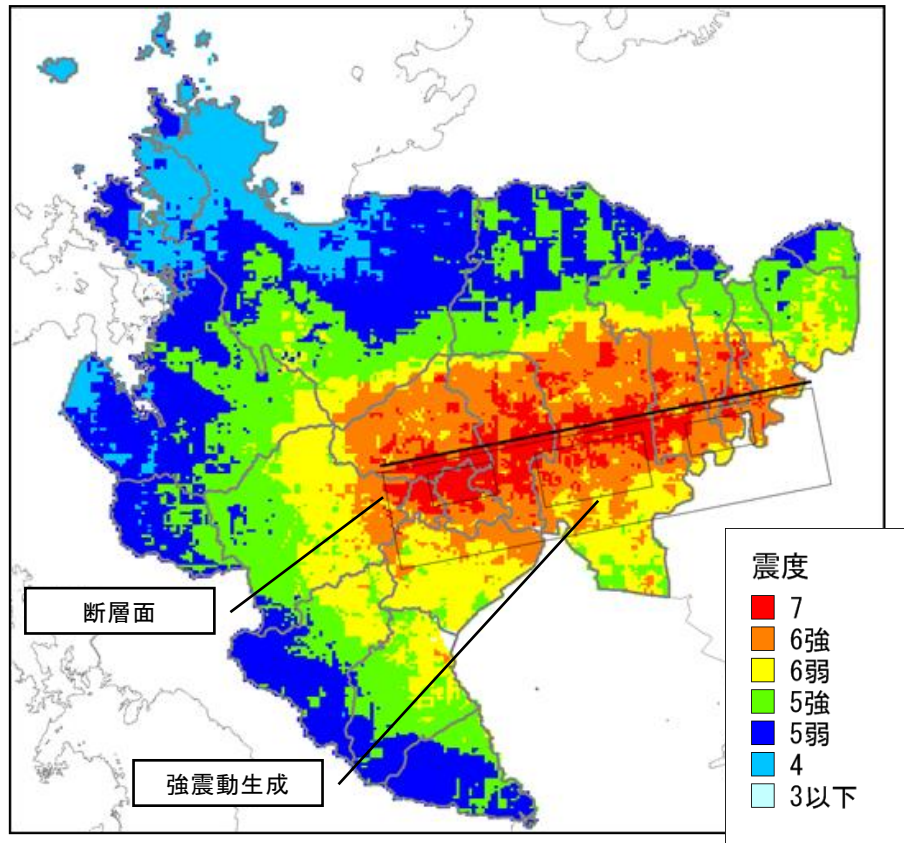
- ア 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大のケース）の予測結果
震度7が予測される市町：佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- イ 佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大のケース）の予測結果
震度7が予測される市町：佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町
- ウ 日向峠－小笠木峠断層帯の予測結果
震度7が予測される市町：鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町
- エ 城山南断層の予測結果
震度7が予測される市町：唐津市の一部
- オ 西葉断層
震度7が予測される市町：鹿島市及び太良町の一部
- カ 楠久断層
震度7となる地域はないが、伊万里市及び有田町の一部で震度6強となる

【強震動予測図】

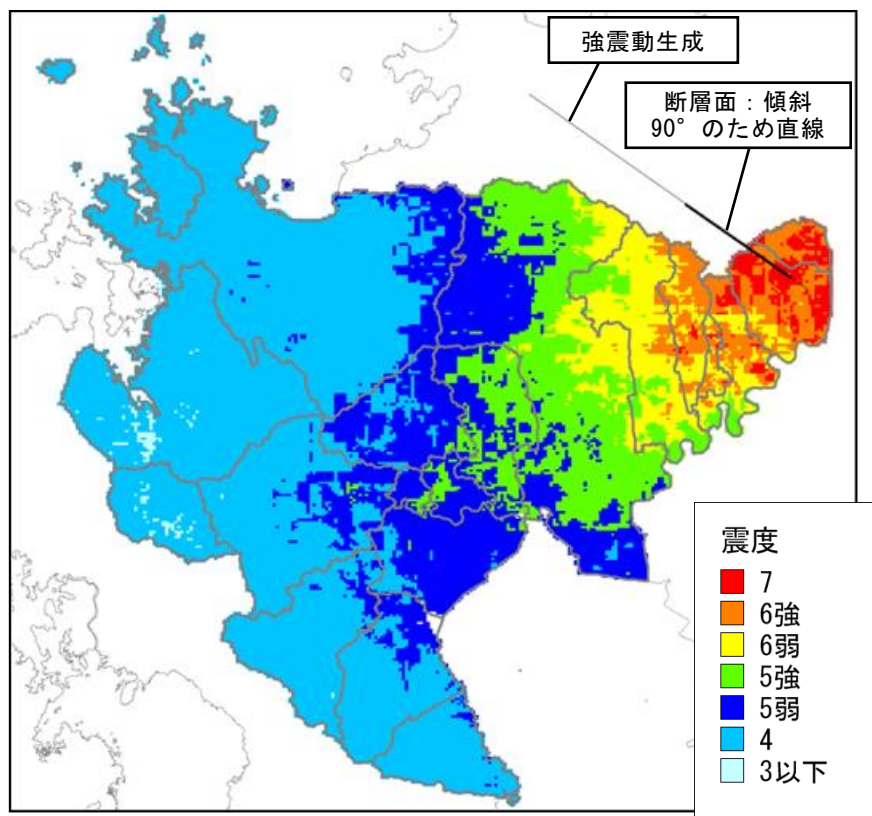
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・西側大）による地震》



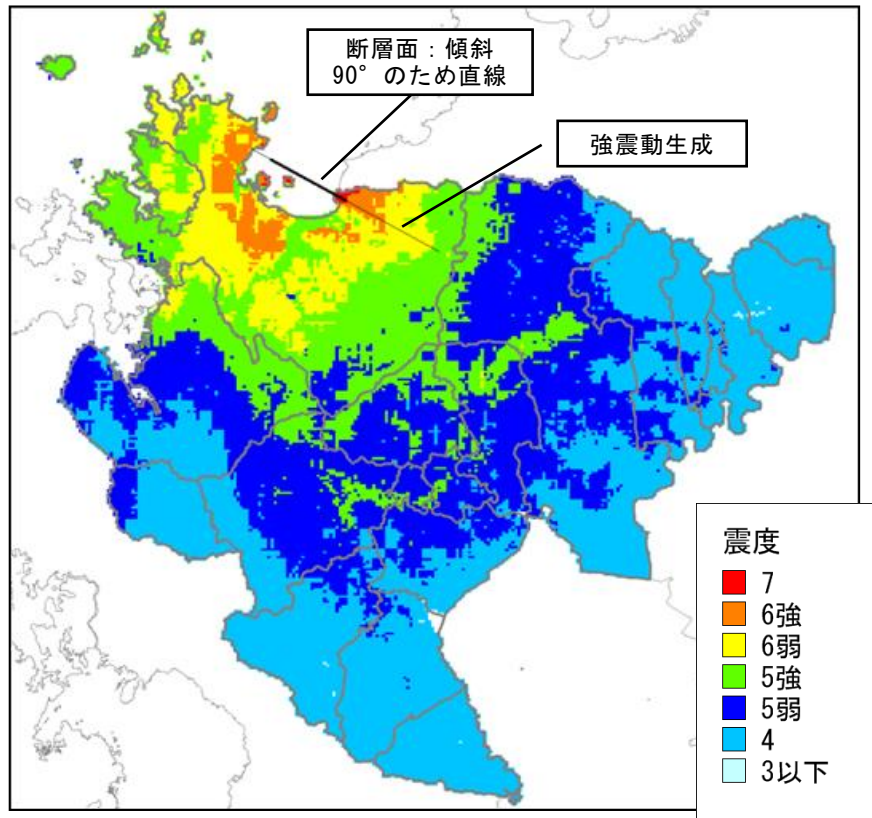
《佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域3つ・中央大）による地震》



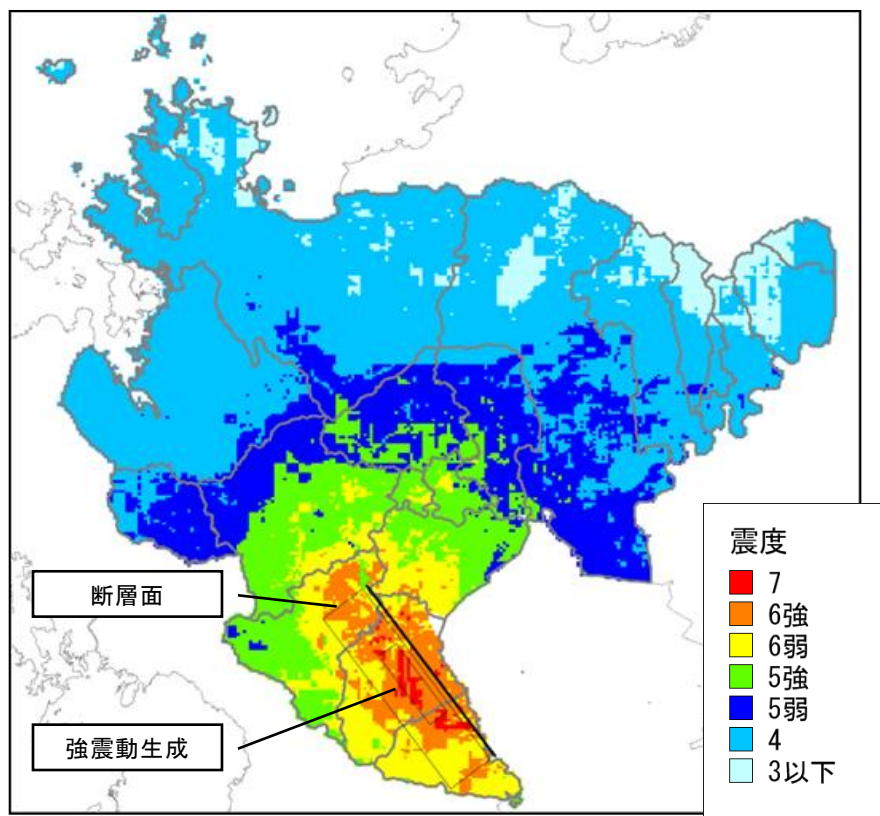
《日向峠－小笠木峠断層帯による地震》



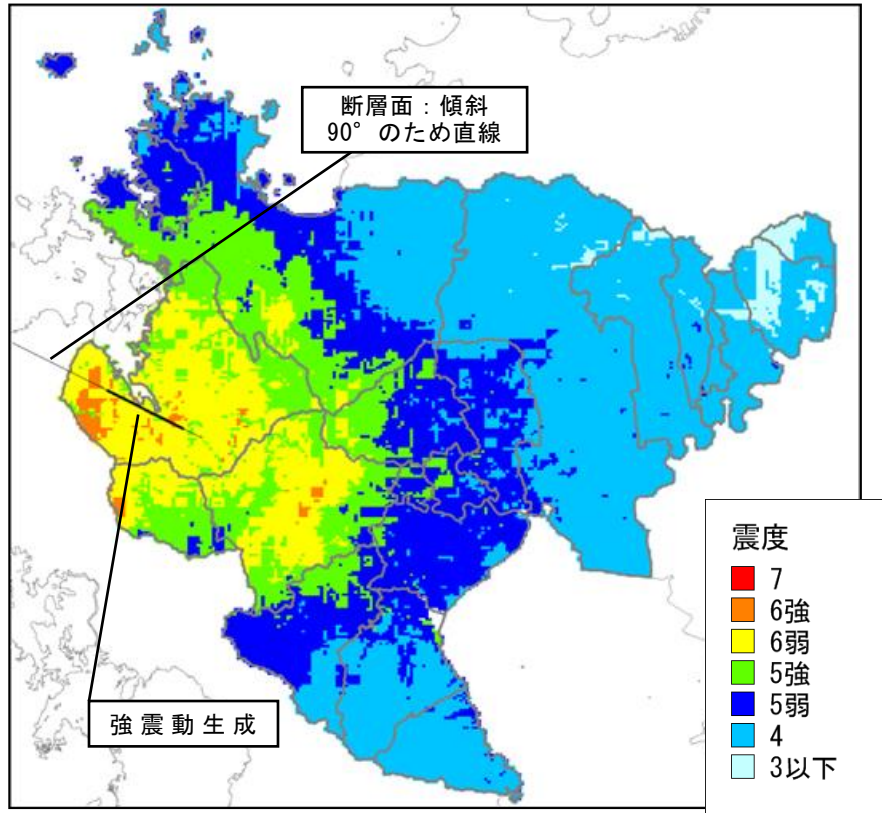
《城山南断層による地震》



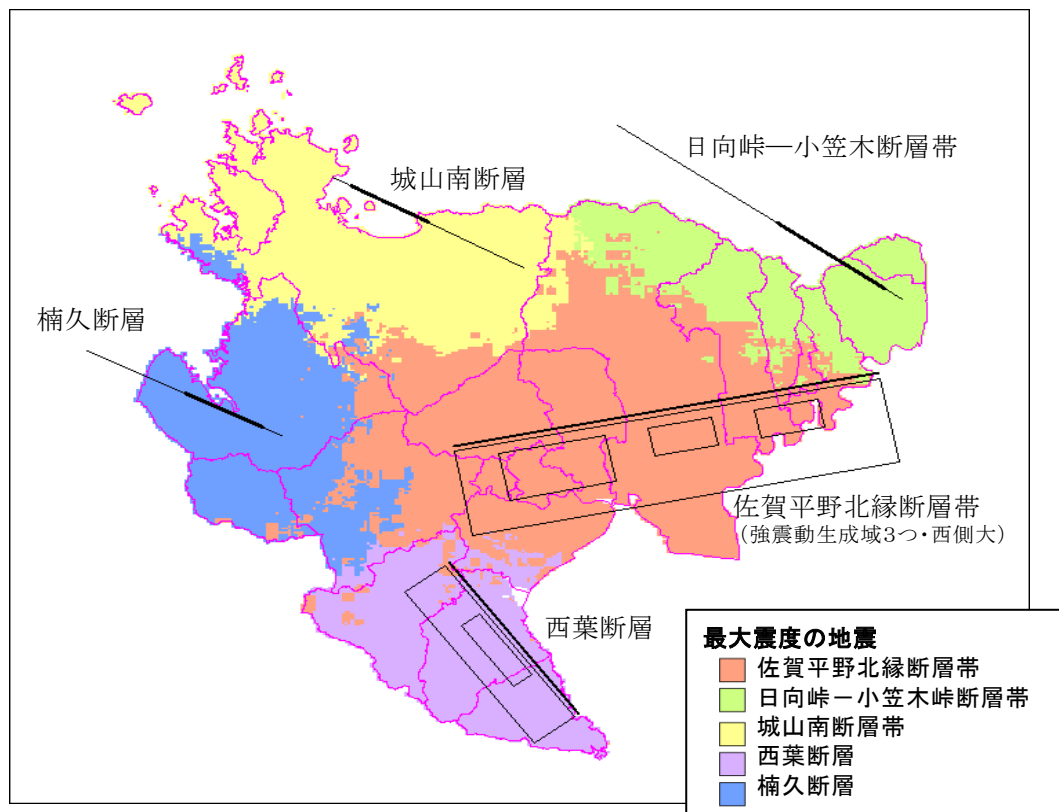
《西葉断層による地震》



《楠久断層による地震》



《各断層（帯）による地震で予測される地表計測震度の最大値による地域区分》



※県内の各地点を各断層による地震の地表計測震度からみた場合にその地点でどれが優勢かで色分け

2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・夏 昼12時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

地震の被害想定の結果一覧表

震源断層 被害項目			佐賀平野北縁断層帯 ケース3			佐賀平野北縁断層帯 ケース4			日向峠－小笠木峠断層帯		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数（棟）		498,000			498,000			498,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		約55,000	約56,000	約58,000	約53,000	約54,000	約57,000	約12,000	約12,000	約13,000
	全壊・焼失率（％）		11	11	12	11	11	11	2	2	3
	半壊棟数（棟）		約58,000			約58,000			約16,000		
	半壊率（％）		12			12			3		
人的被害	滞留人口（人）		850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000
	死者数（人）		約4,300	約3,000	約4,000	約3,800	約2,200	約3,200	約790	約400	約630
	死者率（％）		0.5	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.1	0.0	0.1
	負傷者数（人）		約16,000	約12,000	約13,000	約15,000	約11,000	約12,000	約4,100	約3,100	約3,300
	負傷者率（％）		1.8	1.4	1.5	1.8	1.3	1.4	0.5	0.4	0.4
	自力脱出困難者数（人）		約8,400	約5,600	約6,600	約8,000	約5,400	約6,400	約2,000	約1,600	約1,800
	自力脱出困難者率（％）		1.0	0.7	0.8	0.9	0.6	0.7	0.2	0.2	0.2
ライフライン被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約377,000			約377,000			約377,000		
		停電軒数（軒）	約13,000	約15,000	約18,000	約12,000	約14,000	約17,000	約2,500	約2,600	約2,900
		停電率（％）	3	4	5	3	4	4	1	1	1
	上水道	給水人口（人）	807,000			807,000			807,000		
		断水人口（人）	約422,000	約423,000	約424,000	約414,000	約414,000	約415,000	約147,000	約147,000	約147,000
		断水率（％）	52	52	53	51	51	51	18	18	18
	下水道	処理人口（人）	534,000			534,000			534,000		
		機能支障人口（人）	約40,000	約43,000	約47,000	約40,000	約42,000	約46,000	約14,000	約14,000	約15,000
		機能支障率（％）	8	8	9	7	8	9	3	3	3
	固定電話	回線数（回線）	191,000			191,000			191,000		
		不通回線数（回線）	約11,000	約13,000	約15,000	約11,000	約12,000	約14,000	約2,100	約2,200	約2,400
		不通回線率（％）	6	7	8	6	6	8	1	1	1
	携帯電話	停波基地局率（％）	1	1	1	0	1	1	0	0	0
		不通回線	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	約30,000	約30,000	約29,000	約30,000	約30,000	約29,000	約37,000	約37,000	約37,000
		供給停止戸数（戸）	約8,300	約8,100	約7,800	約8,600	約8,400	約8,000	約5,000	約5,000	約4,900
		供給停止率（％）	28	28	27	29	28	27	14	14	13
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約181,000	約181,000	約180,000	約181,000	約181,000	約181,000	約211,000	約211,000	約211,000
		供給停止戸数（戸）	約6,400	約6,300	約6,300	約6,100	約6,100	約6,000	約3,300	約3,300	約3,200
		供給停止率（％）	4	4	3	3	3	3	2	2	2
生活支障 ＜被災1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	850,000			850,000			850,000		
		避難者数（人）	約177,000	約179,000	約182,000	約174,000	約175,000	約178,000	約51,000	約52,000	約52,000
		うち避難所（人）	約88,000	約89,000	約91,000	約87,000	約88,000	約89,000	約26,000	約26,000	約26,000
		避難者率（％）	21	21	21	20	21	21	6	6	6
	物資	食料（食/日）	約318,000	約321,000	約327,000	約312,000	約315,000	約321,000	約93,000	約93,000	約94,000
		飲料水（ℓ/日）	約997,000	約997,000	約998,000	約981,000	約981,000	約982,000	約321,000	約321,000	約321,000
		毛布（枚）	約109,000	約111,000	約115,000	約107,000	約109,000	約113,000	約28,000	約28,000	約29,000
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）	約410	約420	約430	約400	約410	約420	約100	約100	約100	
経済被害	被害額（兆円）	約3	約3	約3	約3	約3	約3	約1	約1	約1	

－：被害なし、対象なし 0：小数点以下は四捨五入して表現 E：携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれもが

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

地震の被害想定の結果一覧表

震源断層 被害項目 季節・時間			城山南断層			楠久断層			西葉断層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数（棟）		498,000			498,000			498,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		約2,600	約2,600	約2,600	約910	約910	約920	約4,200	約4,200	約4,200
	全壊・焼失率（％）		1	1	1	0	0	0	1	1	1
	半壊棟数（棟）		約8,900			約6,100			約9,300		
	半壊率（％）		2			1			2		
人的被害	滞留人口（人）		850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000	850,000	857,000	854,000
	死者数（人）		約150	約110	約130	約50	約30	約40	約260	約120	約190
	死者率（％）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	負傷者数（人）		約1,100	約600	約750	約860	約470	約600	約1,700	約1,100	約1,300
	負傷者率（％）		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
	自力脱出困難者数（人）		約320	約170	約230	約130	約80	約90	約470	約250	約330
	自力脱出困難者率（％）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
ライフライン被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約377,000			約377,000			約377,000		
		停電軒数（軒）	約350	約350	約350	約150	約150	約160	約470	約490	約530
		停電率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上水道	給水人口（人）	807,000			807,000			807,000		
		断水人口（人）	約50,000	約50,000	約50,000	約52,000	約52,000	約52,000	約59,000	約59,000	約59,000
		断水率（％）	6	6	6	6	6	6	7	7	7
	下水道	処理人口（人）	534,000			534,000			534,000		
		機能支障人口（人）	約1,700	約1,700	約1,700	約750	約750	約760	約970	約980	約1,000
		機能支障率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定電話	回線数（回線）	191,000			191,000			191,000		
		不通回線数（回線）	約430	約430	約430	約180	約180	約190	約500	約510	約560
		不通回線率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯電話	停波基地局率（％）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通回線	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	約38,000	約38,000	約38,000	約39,000	約39,000	約39,000	約40,000	約40,000	約40,000
		供給停止戸数（戸）	約6,600	約6,600	約6,600	約20	約20	約20	－	－	－
		供給停止率（％）	17	17	17	0	0	0	－	－	－
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約220,000	約220,000	約220,000	約221,000	約221,000	約221,000	約218,000	約218,000	約218,000
		供給停止戸数（戸）	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,400	約1,500	約1,500	約1,500
		供給停止率（％）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活支障 ＜被災1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	850,000			850,000			850,000		
		避難者数（人）	約15,000	約15,000	約15,000	約10,000	約10,000	約10,000	約17,000	約17,000	約17,000
		うち避難所（人）	約7,300	約7,300	約7,300	約5,000	約5,000	約5,000	約8,400	約8,400	約8,500
		避難者率（％）	2	2	2	1	1	1	2	2	2
	物資	食料（食/日）	約26,000	約26,000	約26,000	約18,000	約18,000	約18,000	約30,000	約30,000	約30,000
		飲料水（ℓ/日）	約95,000	約95,000	約95,000	約90,000	約90,000	約90,000	約112,000	約112,000	約112,000
		毛布（枚）	約6,400	約6,400	約6,400	約2,600	約2,600	約2,600	約8,000	約8,000	約8,100
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）		約20	約20	約20	約10	約10	約10	約30	約30	約30
経済被害	被害額（兆円）		約0.2	約0.2	約0.2	約0.1	約0.1	約0.1	約0.3	約0.3	約0.3

－：被害なし、対象なし 0：小数点以下は四捨五入して表現 E：携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれもが

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

第3項 津波による被害の想定

1 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日 法律第123号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」（平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

(1) 波源の設定

想定する津波の波源については、以下のとおり設定した。

○松浦沿岸（玄界灘）

- ・西山断層帯（ $M_w=7.6$ ）

※「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」（国土交通省・内閣府・文部科学省 平成26年8月公表）におけるF60断層）

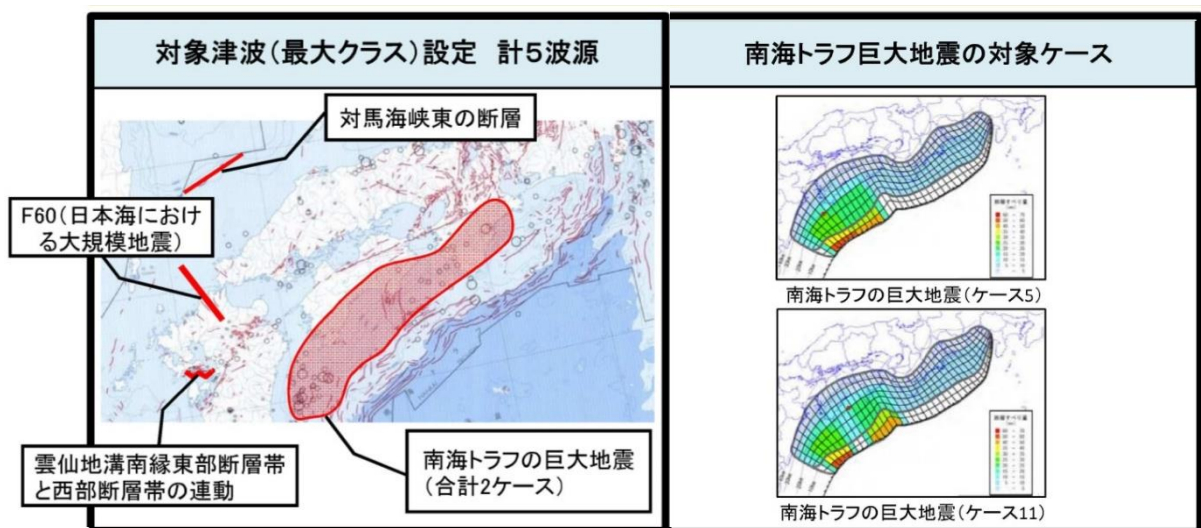
- ・対馬海峡東の断層（ $M_w=7.4$ ）

○有明海沿岸

- ・雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（ $M_w=7.1$ ）

- ・南海トラフ巨大地震（ $M_w=9.1$ ）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第2次報告） 津波断層モデル編」（内閣府 平成24年8月公表）におけるケース5及びケース11



(2) 津波の概要及び浸水想定

各波源による津波の予測結果は次のとおりである。

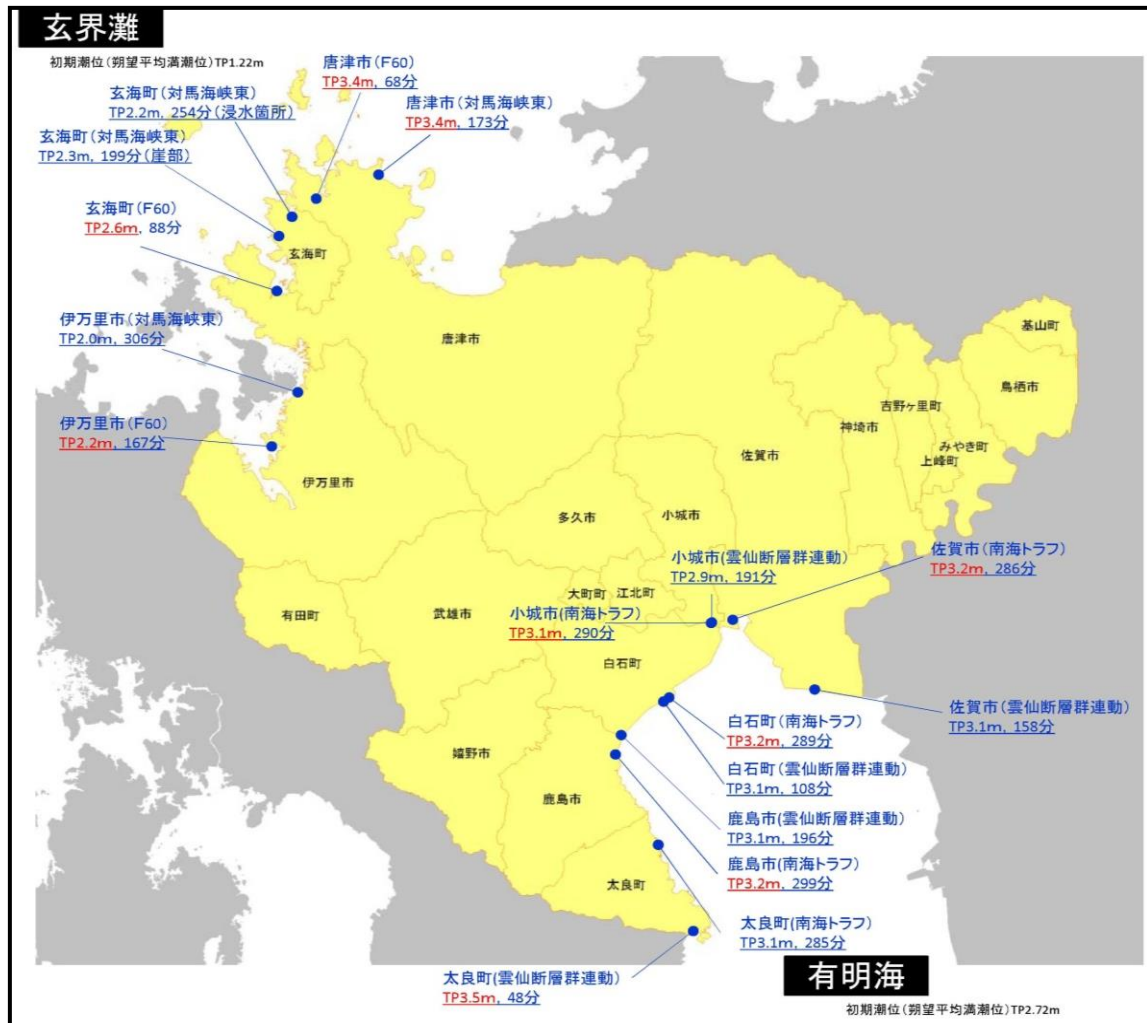
なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、玄界灘側、有明海側ごとに各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位：初期潮位は、松浦沿岸海岸保全基本計画（平成17年10月）及び有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、玄界灘：TP1.22m、有明海：TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、

震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

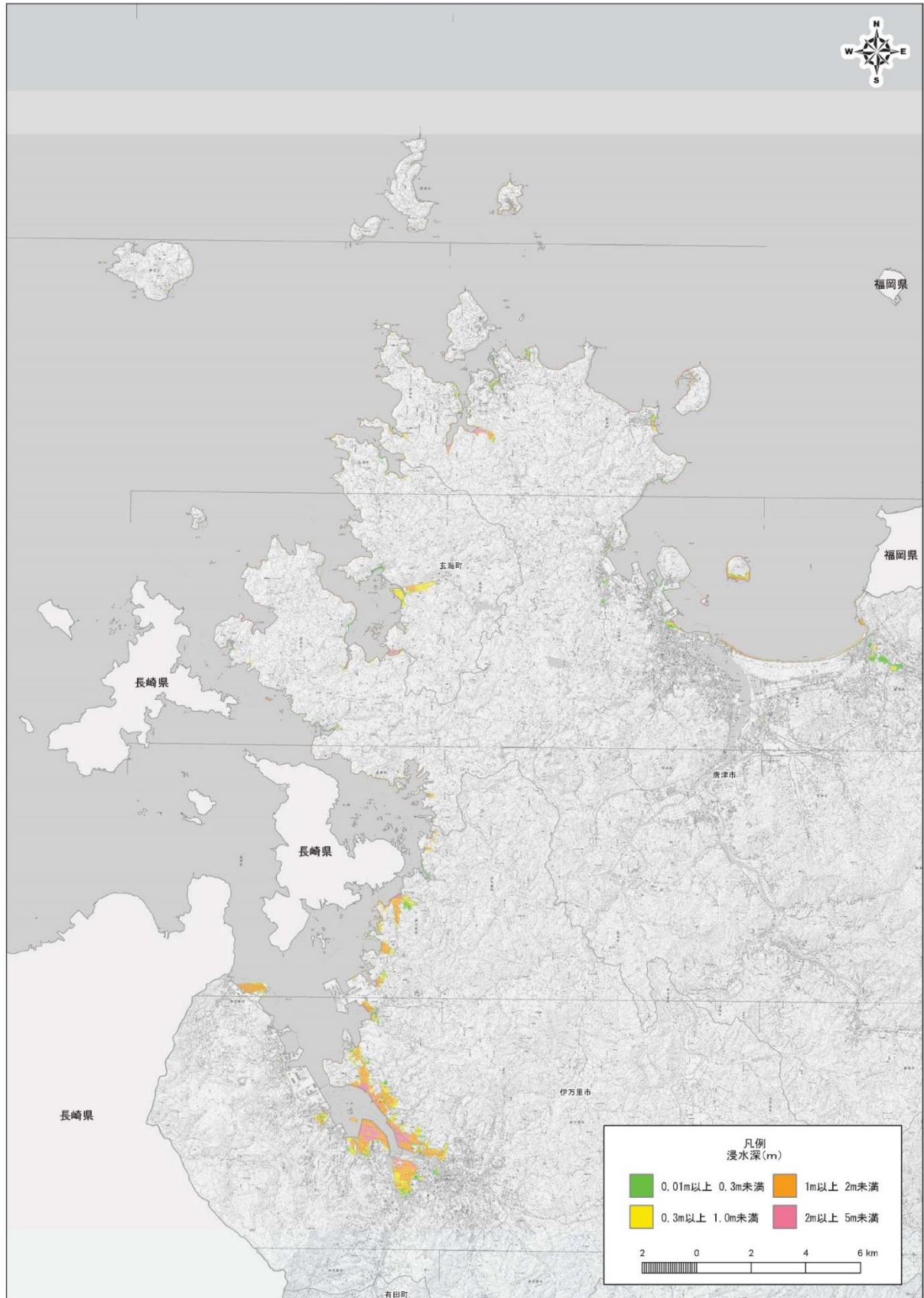
【市町毎の想定最大津波高等】



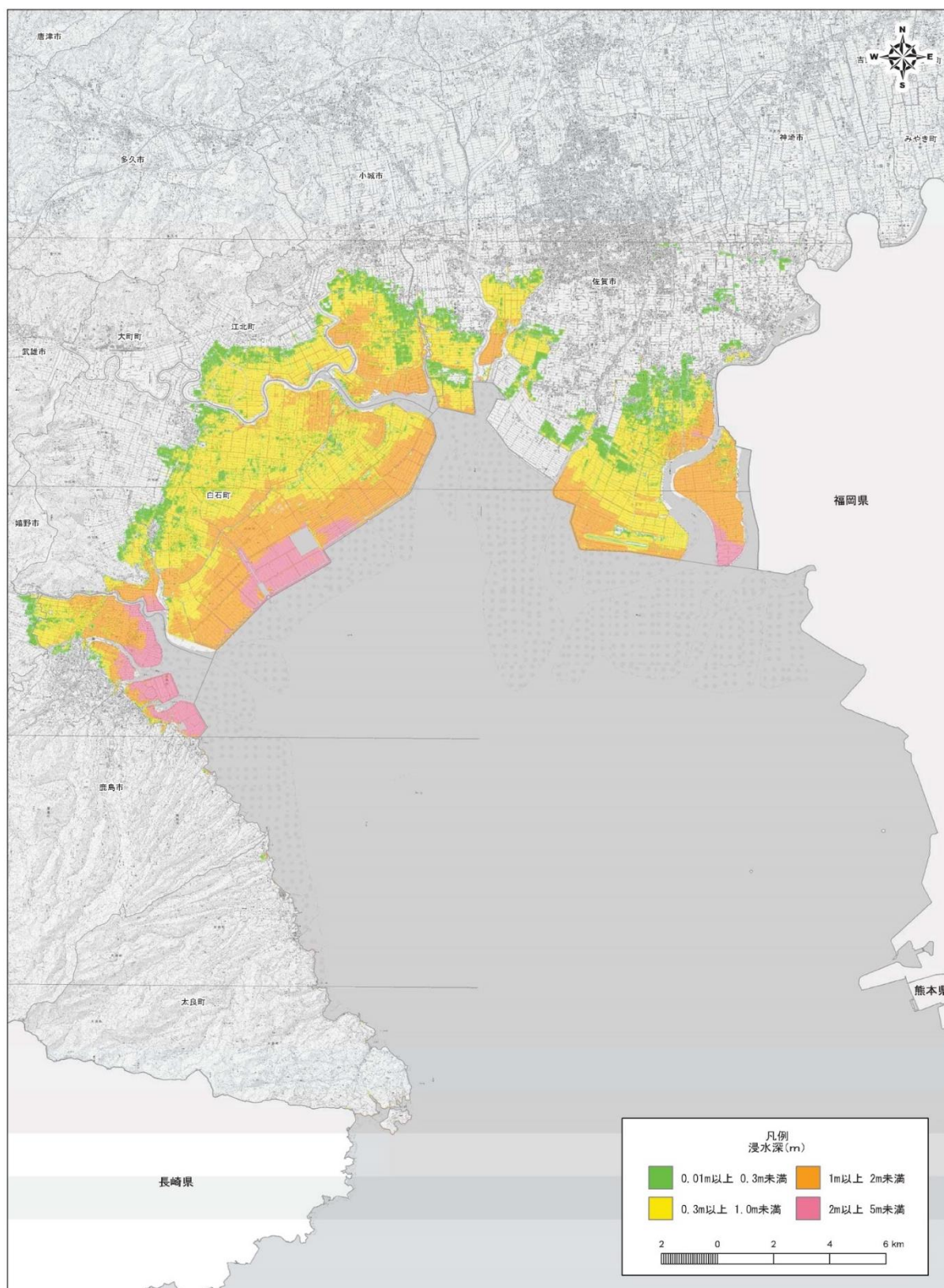
松浦沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3) の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波波高(TP) (3) = (1) + (2)	
唐津市	2.18m	1.22m	3.4m	68 分
玄海町	1.38m	1.22m	2.6m	88 分
伊万里市	0.98m	1.22m	2.2m	167 分

有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3) の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波波高(TP) (3) = (1) + (2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286 分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290 分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289 分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299 分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48 分

【浸水想定図（玄界灘）】



【浸水想定図（有明海）】



※有明海沿岸については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの直接の浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所の多くは河川堤防の沈下による流入となっている。これは、「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2.00」による堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである。

2 想定津波による被害の想定

津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い玄界灘は西山断層帯（F60）による地震を、有明海は雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

ただし、有明海側の人的被害（死者・負傷者）については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から（津波到達よりも前に）堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良した。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・昼12時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・夕18時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火器の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮にされている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～②)の4ケースを想定して検討した

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

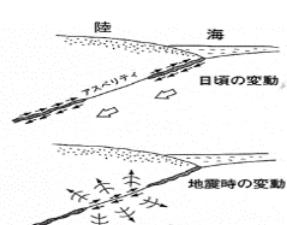
		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する （直接避難）	避難するがすぐには避難しない （用事後避難）	
①	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
②	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③	早期避難者比率が高い場合 （避難呼びかけ）	70%	30%	0%
④	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

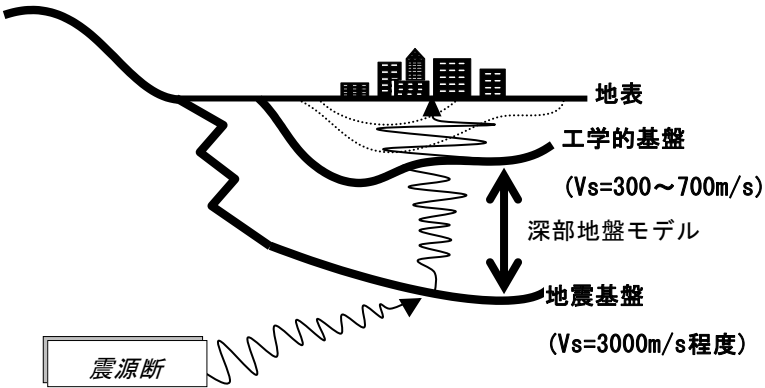
津波の被害想定の結果一覧表

			玄界灘			有明海			
			西山断層帯			雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震			
			深夜	12時	18時	深夜	12時	18時	
建物被害			建物棟数（棟）	116, 000			226, 000		
			全壊（棟）	約30			約210		
			半壊（棟）	約590			約6, 900		
			計（全半壊）（棟）	約620			約7, 100		
			全半壊率（％）	0. 5			3. 1		
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約30	約30	約30	約260	約180	約210	
		負傷者（人）	約340	約340	約330	約2, 600	約1, 800	約2, 000	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 1	0. 0	0. 1	
		負傷者率（％）	0. 2	0. 2	0. 2	0. 7	0. 5	0. 5	
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約20	約20	約20	約90	約60	約70	
		負傷者（人）	約230	約240	約240	約1, 500	約970	約1, 100	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 4	0. 2	0. 3	
	早期避難者比率が高い場合 ＋ 避難呼びかけ	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約180	約200	約190	約1, 100	約630	約770	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 3	0. 2	0. 2	
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口（人）	190, 000	190, 000	190, 000	387, 000	397, 000	393, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約170	約190	約190	約980	約560	約690	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	0. 3	0. 1	0. 2	
災害廃棄物等			災害廃棄物（m ³ ）	約2, 800			約16, 000		
			津波堆積物（m ³ ）	約229, 000 ～ 約366, 000			約2, 823, 000 ～ 約4, 516, 000		
			計（m ³ ）	約232, 000 ～ 約369, 000			約2, 839, 000 ～ 約4, 532, 000		

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
 ・1,000未満：10の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
 ・10,000以上：100の位を四捨五入

【参考】用語集

※1 断層パラメータ	地下で断層がどのようなになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言ひ、それぞれ次のようなことを示している。 走 向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか 傾 斜 角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか すべり角：断層がどの方向に動いたか
※2 微地形区分	土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。 なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した2万5千分の1の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示しており、自然災害の危険度を判定するのに役立つ地図である。
※3 強震動予測（簡便法）	地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。
※4 強震動予測（詳細法）	断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。
※5 特性化震源モデル	強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域（周期1秒前後）の地震動を評価可能なように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。
※6 強震動生成域（アスペリティ）	断層面のなかで特に強い地震波（強震動）を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語のAsperityのことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。 アスペリティとその周辺の断層運動 
※7 モーメントマグニチュード (M_w)	断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント (M_0)」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード (M_w)」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することが出来る。 気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということでその物理的な意味ははっきりしているといえる。 「モーメントマグニチュード (M_w)」と「地震モーメント (M_0)」には、$M_w = (\log M_0 - 16.1) / 1.5$ の関係が定義される。
※8 工学的基盤	地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因（例えば、震源からの距離、深層地盤構造など）から分離するために設定される境界。 地盤の振動を解析するうえでは、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界（工学的基盤）を便宜上設定する。 耐震工学では、S波速度にして、300～700m/sの地層となる。

	 一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数kmまでの上部地殻のS波速度は毎秒3～3.5kmとほぼ一定であるため、地殻最上部のS波速度毎秒3kmの地層を地震基盤と呼んでいる。
※9 深部地震モデル	地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。
※10 統計的グリーン関数法	地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。
※11 速度構造モデル	地盤内における地震波の速度の分布。P波とS波で構造は異なる。
※12 計測震度	震度は、約100年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では震度の機械観測も可能になり、1993年頃から計測震度計の配備が始まり、現在ではすべての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。
※13 応答計算	地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力返す場合の計算手法。

第4節 地震・津波災害防災対策の実施に関する目標

第1項 基本的考え方

平成16年（2004年）の新潟県中越地震、平成17年の福岡県北西沖地震など、それまで想定されていなかった地域の直下で相次いで地震が発生するなど、地震は全国どこでも起こるおそれがあることから、効果的かつ効率的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、地震・津波災害対策の実施に関する目標を定めることとする。

第2項 実施目標

地震・津波災害による人的被害の軽減を図ることを目標とする。

第3項 推進方法

この目標を達成するため、別に定める「佐賀県地震減災対策アクションプラン」を着実に推進することとし、基本理念として掲げる「自助、共助、公助の結びつきによる“防災・減災さが”の実現を目指します。」のもと、県が実施するアクションを着実に推進するとともに県民、地域コミュニティ、事業者、市町などが主体となって行うアクションについても促進や支援に努めるものとする。

《推進体制イメージ》



第5節 地震・津波災害に関する調査研究の推進

第1項 地震・津波災害に関する調査研究の推進	各防災関係機関、県
------------------------	-----------

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定により一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、各防災関係機関は、地震・津波災害に関する各種の調査研究の実施に努めるものとする。

また、災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、防災対策の強化に資することから、諸外国に対しても広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

1 活断層に関する調査

活断層については、平成7年阪神・淡路大震災において注目されたところであり、今後、本県においても調査研究に努めるものとする。

2 被害想定に関する調査研究

地震災害に係る被害想定は、防災対策を進めていくうえで重要であり、本県においては、今後とも、科学の発展や社会的条件の変化などにより、大学等研究機関の協力を得て、必要に応じ、調査研究を進めるものとする。

第2章 地震災害対策における災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

国、県、市及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1項 市域保全施設の整備	市（上下水道局、農地林務課、水産課、雨水対策課、道路河川管理課、都市計画課、みなと振興課、建築住宅課）、国、県の河川管理者、海岸管理者及び施行者、ため池の管理者
---------------	--

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

県は、森林の整備・保全を通じて、地震に伴う山地災害による被害を軽減するため、治山施設の整備等びハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報収集等のソフト対策を一体的に推進する。

特に、流木災害が発生するおそれがある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

イ 山地災害危険箇所の点検

県及び市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

県は災害危険箇所について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧、又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し災害の防止を図る。	県・市
地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
土砂流出防止林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため、防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
溪流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事	

(2) 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

県は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ 砂防指定地の点検

県は、市と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知等

県は、土石流発生の危険性が高い渓流について、市と連携して地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工など	県

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

県は、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

県は、市と共同して、地すべりを未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

県は地すべり防止区域について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報提供体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
地すべり防止事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工など	県

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

県及び市は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

県は、市と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

県は急傾斜地崩壊危険区域について、市と連携し地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報提供体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

(ア) 県による土砂災害警戒区域の指定等

- a 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

b 県指定土砂災害警戒区域

(a) 『土砂災害警戒区域』（イエローゾーン）の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第28号（平成21年2月）以降、『土砂災害警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒(警戒)区域一覧表として編纂するとおりである。

(b) 『土砂災害特別警戒区域』（レッドゾーン）の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、佐賀県告示第109号(平成23年3月)以降、『土砂災害特別警戒区域』に指定された地区は、「唐津市地域防災計画 資料編」で土砂災害特別警戒(警戒)区域一覧表として編纂するとおりである。

イ 県による土砂災害警戒情報等の提供

県は、市長が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するととも

に、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表し、これらの情報を、佐賀県一斉指令システム等により市へ伝達する。

(ア) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒

情報を発表する。

(イ) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知すると共に一般に周知する。

ウ 警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

エ 国又は県による緊急調査等

国又は県は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、市が適切に住民の緊急安全確保の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

オ 市が行う土砂災害のソフト対策

(ア) 土砂災害に備えた体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関し、次の事項について定めるものとする。

a 避難指示等の発令基準

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するために、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を整備し、必要に応じ見直すものとする。

b 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等について周知を行う。

c 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域等、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

d 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報（緊急安全確保）等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

e 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

f 災害時要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

g 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(イ) 土砂災害警戒区域等に係る住民等への周知

a 『土砂災害警戒区域等』の指定図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び当該『土砂災害警戒区域等』を所管する唐津土木事務所に備え置き、縦覧することができる。

b 市は、『土砂災害警戒区域等』に係るハザードマップを別途作成し、住民に周知する。

c 市は、関係機関の協力を得ながら、総合防災システム、60MHz 防災行政無線、

280MHz デジタル同報無線システム、市行政放送、情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook 等）、FMからつによる緊急災害等放送、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等）、L-ALERT（災害情報共有システム）、インターネット、テレビ、ラジオなどあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に次の情報を伝達し周知する。

- (a) 土砂災害警戒情報
- (b) 土砂災害緊急情報
- (c) 避難指示等避難に係る情報等

(6) ボタ山の災害防止対策の推進

ア ボタ山防護施設の維持管理

県は、ボタ山の崩壊による災害を未然に防止するため、県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の点検を行い、老朽化及び破損等によりその機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものについて補修工事を実施する。

イ ボタ山崩壊防止区域の周知等

県は、崩壊の危険性があるボタ山について、市と連携し、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県

(7) 採石災害防止政策の推進

県は、地震に伴う採石場の災害を防止するため、採石の採取の事業について、その事業者の登録、岩石の採取計画の許可その他の規制等を実施する。

ア 採石業者への指導監督の強化

県は、採石事業の認可に当たって、採取の場所、面積、期間、採石跡地に対する措置などを確認するとともに、危険が予想される採石場等については、随時点検を実施し、防災措置などについて指導するものとする。

イ 採石跡地の防災対策

県は、採石跡地の防災対策を推進するため、採石跡地の緑化等を行うよう、採石業者に対し指導を行う。

(8) 開発行為における安全性の確保

県は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可（届出）に当たって、地震に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。（都市計画法、森林法、採石法）

(9) 災害危険区域内の災害危険住宅の移転等対策の推進

ア 県による災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市の意見を聞いたうえで、

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく建築基準法施行条例（昭和46年条例第25号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針の位置付けについて検討する。

イ 県による災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

ウ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(ア) 県又は市は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号））

(イ) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する。（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和49年条例第4号））

(10) 大規模盛土造成地における宅地対策

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

(11) 地盤の液状化対策の推進

県、市等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

2 河川、海岸、下水道及びため池施設等の整備

(1) 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

イ 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで必要に応じて操作するものとする。また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

(2) 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	

(3) 下水道施設の整備

市は、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水機場等の計画的な整備に努める。

また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市

(4) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、適切な管理及び保全に努めるとともに、施設機能の健全性の低いため池の豪雨、耐震、老朽化対策を実施し、防災機能の維持・補強に努める。

イ ため池の危険度の周知等

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある防災重点ため池を選定するとともに、市と連携して、ため池マップ、浸水想定区域図、ハザードマップを作成・公表し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

第2項 公共施設、交通施設等の整備	市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、建築住宅課、第一工務課、第二工務課、都市計画課、教育施設課、上下水道局）国、県警察、道路管理者、港湾管理者、鉄道事業者、漁港管理者
-------------------	--

国、県、市及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施するうえで重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

市は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設など》

施 設 の 分 類	施 設 の 名 称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、市民センター庁舎、警察署など
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

3 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、漁港、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

一般国道、県道、市町道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

併せて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

《特に重点とする施設》

- ア 橋梁及び横断歩道橋
- イ トンネル
- ウ 信号機
- エ 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国・県・市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3) 港湾・漁港

県は、災害時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備する。

第3項 ライフライン施設の機能の確保	市（総務課、上下水道局）、工業用水道事業者、九州電力送配電株式会社、電気通信事業者、都市ガス事業者
----------------------------------	--

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

《防災上重要な施設》

○医療機関、社会福祉施設、指定避難所等

(2) 水道施設の点検・整備

水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努める。

(4) 資機材、図面の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道

(1) 下水道施設の耐震化

下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3 工業用水道施設の整備

(1) 工業用水道施設の耐震化

重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

《重要度の高い基幹施設》

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

(2) 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図り、緊急時の工業用水の確保に努める。

(4) 資機材、図面の整備

必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

4 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

5 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の耐震化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

6 都市ガス施設

(1) 都市ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

都市ガス事業者は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工するとともに、耐震性のあるポリエチレン管への入れ替え及び敷設を推進する。

(2) 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故防止のため、定期的に巡視、点検及び検査を実施する。

(3) マイコンメーターの普及

都市ガス事業者は、一般家庭に、震災時に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターの普及を促進する。

(4) 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ 教育訓練

都市ガス事業者は、震災時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて、職員教育、防災訓練を実施する。

オ 資機材等の整備

都市ガス事業者は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

7 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めることとする。

8 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画(BCP)の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の耐震性の確保	市（危機管理防災課、建築住宅課、生涯学習文化財課）、一定の建築物等の所有者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、県
------------------------	---

1 特定建築物

市は、劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物について、当該建築物の所有者が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断、必要に応じて行う耐震改修等について、その指導に当たる。

2 一般建築物

県及び市は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

県又は市は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や自動販売機等の倒壊を防止するため施工関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性につい

て指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難経路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 家具等の転倒防止

市は、タンス、食器棚等の転倒防止対策について、広報活動を行う。

5 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

第5項 危険物施設等の保安の強化	市（危機管理防災課、消防本部）、国、海上保安庁、県、危険物施設等の管理者等
-------------------------	---------------------------------------

1 危険物施設の保全及び耐震化

危険物施設、高压ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

国、県及び市等は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的実施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

2 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

ウ 防災教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

3 高压ガス、液化石油ガス（LPガス）

(1) 施設の保全及び耐震化

高压ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高压ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高压ガス事業者」という。）は、高压ガス施設について、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高压ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

ア 県等は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布、テレビ・ラジオ等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

イ 県等は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

ウ 県等は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

4 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、県等は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

ア 情報連絡体制の整備

県等は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

イ 初動体制の整備

県等は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

ウ 保安教育等の充実

県等は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

5 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

県等は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって住民の保健衛生上の危害を生じる恐れがあるときは、直ちに保健福祉事務所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

イ 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

6 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

ア 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

イ 安全の指導の強化

県及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような

安全管理等の指導に努める。

(ア) 放射線被ばくの予防対策の実施

(イ) 自衛消防体制の充実

(ウ) 通報体制の整備

(エ) 関係者の教育・訓練の実施

7 危険物積載船舶の保安の確保

(1) 危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法（昭和23年法律第174号）及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、特定港（唐津港、伊万里港）及び特定港以外の港（呼子港、住ノ江港、諸富港）に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2) 危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち会わせ、法令の遵守及びに荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3) 安全の指導の強化

ア 情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

イ 保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

第6項 都市の防災構造の強化

市（都市計画課）、国、県

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

県、市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

県、市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難路の確保

県、市は、住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、

及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

県、市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

県、市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

(3) 広域防災拠点の機能を有する都市公園の整備

国、県は、災害時の緊急輸送、情報通信等の救援・復旧活動の大規模拠点として、広域避難地等と緊急輸送道路等で連絡された大規模な都市公園を整備する。

都市公園名	所在地	事業主体
森林公園	佐賀市	県
吉野ヶ里歴史公園	神埼市、吉野ヶ里町	国、県

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達応急体制手段の整備	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）防災関係機関、県警察、電気通信事業者、電気事業者、県
--------------------------	--

第2編第2章第2節第1項参照

第2項 防災活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課、人事課、関係各課）、各防災関係機関
---------------	----------------------------------

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 職員の参集体制の整備

ア 緊急参集可能職員の確保

年度当初に初動活動要員を指定する。当該職員は、災害発生後緊急に参集し、「緊急初動班」として情報収集等及び初動対応に当たる。

イ 連絡手段の整備

職員は、常時、携帯電話を携行し、地震情報等の収集に努める。また、職員は、市情報メールによる参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約があることにも留意する。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「唐津市災害対策本部条例」、「唐津市災害対策本部規程」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

エ 災害対応職員行動マニュアル

勤務要領等の細部は、別途各対策部がまとめた「災害対応職員行動マニュアル」による。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

市など防災関係機関は、防災対策推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立する。

2 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部室等

防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎及び各市民センター等について、情報通信機器の機能充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図る。

また、県及び市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(2) 食料等の確保

県、県警察及び市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は

少なくとも2、3日間の連続した業務が予想されるため、平常時から、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮する。

(3) 非常用電源の確保

地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

県、県警察及び市は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時から、衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 市の防災拠点の整備

大規模地震災害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも市に1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《コミュニティ防災拠点の主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

5 道の駅防災拠点の整備

国、県及び市は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難場所
- 情報発信拠点
- 緊急物資の基地機能
- 警察・消防・自衛隊等の活動拠点

6 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用配水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

7 業務継続性の確保

- (1) 県、市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

特に市は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、県及び市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な大後順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 県及び市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

8 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

県、市及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

なお、市は、危機管理防災課など、災害時に業務が集中することが予想される部署においてパーマネントスタッフ（防災関連業務経験者の登録）制度を導入するとともに、応援対策部及び所属の人数が災害対策業務やBCPにおいて災害時にも住民が必要とする重要な行政サービスと位置付けられている業務に必要な人数を上回る所属の職員が応援要請に応えられるよう態勢を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

9 救援活動拠点の確保

県及び市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、防災関係機関、県
-----------------------	-------------------------------

第2編第2章第2節第4項参照

第4項 災害支援（受援）センター 設置・運営計画	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、各自治体、各防災関係機関、県
-----------------------------	-------------------------------------

第2編第2章第2節第5項参照

第5項 応急復旧及び二次災害の防 止活動	市（危機管理防災課、消防本部、上下水道局、関係各課）、各防災関係機関、ライフライン事業者、県
-------------------------	--

1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

県、市及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

県、市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

2 資機材等の確保

県、市及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、二次災害の防止や応急復旧に必要な各種資機材の保管状況について平常時から把握しておくよう努める。

県、市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努

めるものとする。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

3 県と市の役割分担

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第6項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課、地域医療課） 国、県、防災関係機関、日本赤十字佐賀支部
----------------------------------	---

国、県、市、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

市、県警察、自衛隊及び海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

市は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(3) ヘリコプターによる救助体制の充実強化

県は、地震災害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できる航空防災体制の強化に努める。

2 救急搬送体制の強化

市は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に

努めるものとする。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

市は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画を立ててその整備の推進に努める。

(3) 消火活動体制の整備

市は、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 災害時医療体制の整備

県は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム（DMAT）派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。

災害拠点病院においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

市は、県が災害拠点病院として整備している地域災害拠点病院「唐津赤十字病院」等との地震災害時の医療体制についての連絡体制等を整備する。

ア 基幹災害拠点病院

病院名	所在地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400
佐賀大学医学部附属病院 (研修機能担当)	佐賀市鍋島5-1-1

イ 地域災害拠点病院

病院名	所在地
公立佐賀中央病院	多久市東多久町別府3562
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘2-143
唐津赤十字病院	唐津市和多田2430
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲860
白石共立病院	杵島郡白石町福田1296
国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿甲4279-3

(2) ドクターヘリ基地・連携病院

県は、ドクターヘリ基地・連携病院について、次のとおり選定し、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に努める。

病院名		所在地
基地病院	佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1
連携病院	佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400

(3) 医療応援体制の整備

県、市、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

なお、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

(4) 市における災害時医療体制の整備

市は、医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

(5) 救護資機材の整備の充実

日本赤十字社佐賀県支部は、自己完結型による災害救護体制が確立できるよう必要な災害救護資機材の整備充実を図るとともに、救護物資について、災害時に迅速な配分ができるよう分散配置に努める。

(6) 災害時緊急医薬品等の備蓄

国、県及び市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

(7) 災害時緊急医薬品等の供給体制の整備

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、県と連携し災害時緊急医薬品等の供給体制整備に努める。

ア 関係機関の応援体制

県、市町、消防機関及び医療機関は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(8) 市における災害時医療体制の整備

市は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

第7項 緊急輸送活動	市（危機管理防災課、商工振興課、水産課、農地林務課、第一工務課、第二工務課）海上保安部、県警察、道路管理者
-------------------	---

県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、

搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

1 緊急輸送ネットワーク

(1) 県指定の広域物資輸送拠点

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点

《広域物資輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「朝日I&Rドーム」	嬉野市

(2) 県指定の輸送施設

ア 港湾・漁港施設が地震災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の海上輸送施設

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 地震災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行う航空輸送施設

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター
--------	---------------------------

ウ 国、県指定陸上輸送施設（緊急輸送ネットワーク）

国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、地震災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町村庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3) 輸送拠点、輸送施設の耐震化

県は、輸送拠点及び輸送施設に指定された施設等について、耐震点検を実施するとともに、耐震性の強化を図るため必要があれば、計画的に整備に努める。

また、市は、地震により輸送拠点として指定している施設が使用できないことがないよう、非構造部材についても耐震を確保するように努める。

(4) 沿道建築物の耐震化

県及び市は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困

難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

(5) 運送事業者等との連携

県及び市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、県及び市は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

2 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者及び県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

ア 道路管理者

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

イ 県警察

県警察は、警備業者との協定に基づき、地震災害時における緊急輸送道路の確保、災害情報の収集などについて、支援協力が得られるよう連携の強化を進めるとともに、信号機、道路標識等の保守点検業者と協定を締結するなど、災害発生後の信号機、道路標識等の故障、倒壊等に対応するため、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送体制の整備

県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

この際、県は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。。

3 鉄道輸送の確保

県は、鉄道輸送による緊急輸送が行われるよう、鉄道事業者との協力体制の整備を進める。

4 海上輸送の確保

港湾管理者は、災害発生後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと港湾機能の維持・継続のための体制を検討し、建設業者と協定を締結するなど、必要な対策を講じる。

県は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

また、港湾管理者は、港湾広域防災協議会を設置し、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じるものとする。さらに、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。

また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、県は、要請手続等について海上保安部と調整しておくものとする。

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

5 航空消防防災体制の強化

県は、地震災害時に、ヘリコプターを活用した広域のかつ機動的な緊急輸送活動が実施できる航空消防防災体制の強化に努める。

第8項 避難及び情報提供活動	市（危機管理防災課、広聴広報課、観光課、地域政策課、福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、地域医療課、健康増進課、農地林務課、建築住宅課、都市計画課、教育施設課）、学校等・病院等・社会福祉施設・不特定多数が使用する特定施設等の管理者
-----------------------	--

1 避難計画

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、次の基準により指定緊急避難場所（災害時の危険を回避するために緊急的に避難する場所）及び指定避難所（災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する場所）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底を図るものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

市が県有施設を避難場所に指定した場合には、県は当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

ア 指定緊急避難場所

指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

(ア) 指定基準

- a 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- b 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- d 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- f 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- g 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- h 感染症対策の観点から個人間の間隔を確保できるよう、避難者1世帯あたり概ね4㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者（児）、子供などの災害時要配慮者及び男女双方の視点や、ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生

を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、良好な生活環境になるよう「スフィア基準」に沿った避難所が運営できるよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

市が保有備蓄する物資の必要数量を定めるに当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領の改正について（令和2年11月20日）」及び「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき想定避難者数を登録人口（住民基本台帳及び外国人登録原票の登録人口の合計）の5%、食料1日分（3食）を標準とし、備蓄を維持するよう計画的な整備するものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- b 非常用電源、ガス施設、衛星携帯電話等の通信機器・衛星通信を活用したインターネット機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、給水タンク等のほか、多機能トイレなど災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備。

- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、

常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

- e 飲料水の給水体制の整備
- f 支援者等の駐車スペースの確保
- g 感染症拡大防止のための物資の備蓄・供給体制の確立

(3) 避難経路及び誘導体制

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所に通じる避難経路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

また、高齢者、障がい者（児）その他の災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した災害時要配慮者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

- ア 災害時要配慮者の実態把握
- イ 避難経路の整備及び選定
- ウ 指定緊急避難場所の受入環境
- エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導に当たっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

市は、市地域防災計画の中に、避難誘導や上記に関する計画を定めておくものとし、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

県の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(4) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、市が策定した「避難所運営基本マニュアル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。また、避難所運営マニュアルの作成の際には、男女共同参画の視点を取り入れるなど、様々な方が安心して避難でき

るマニュアルとなるように努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(5) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。高齢者、障がい者（児）、児童、妊産婦、外国人等災害時要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者（児）、児童、妊産婦、外国人等に配慮した対応

災害時要配慮者避難支援計画に基づき、平常時から地域内の災害時要配慮者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給等を行う。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

ケ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

コ 家庭動物との避難への対応について

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

サ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(6) 避難実施要領

ア 指定緊急避難場所は、資料編に定める「唐津市指定緊急避難場所一覧」による。

指定避難所は、資料編に定める「唐津市指定避難所一覧」による。

イ 避難判断の基準は、資料編に定める「唐津市避難指示等の判断・伝達マニュアル」による。

(7) 指定緊急避難場所以外の避難先を検討するための市民啓発

市は、感染症対策の観点から指定緊急避難場所が過密状態になることを防ぐため、市民に平時から、安全な場所に住んでいる親戚や知人等の家や自治会の集会所等を避難先として検討することの市民啓発に努める。

また、自治会の集会所等を当該地域住民のための避難先として自治会が独自に開設した場合、市は感染症対策に必要となる資機材の提供に努めるものとする。

2 広域避難体制の整備

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内

の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県及び市等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防本部等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 市による指導等の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行う。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

県、市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

(3) 公営住宅等への収容

県、市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

県及び市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5 被災者支援体制の整備

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第9項 避難行動要支援者支援の強化	市（消防本部、教育総務課、地域政策課、危機管理防災課、福祉総務課、地域医療課、健康増進課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、こども家庭課、児童保育課、建築住宅課）、社会福祉施設・病院等の管理者、避難所に指定された施設の管理者
---------------------------------	---

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

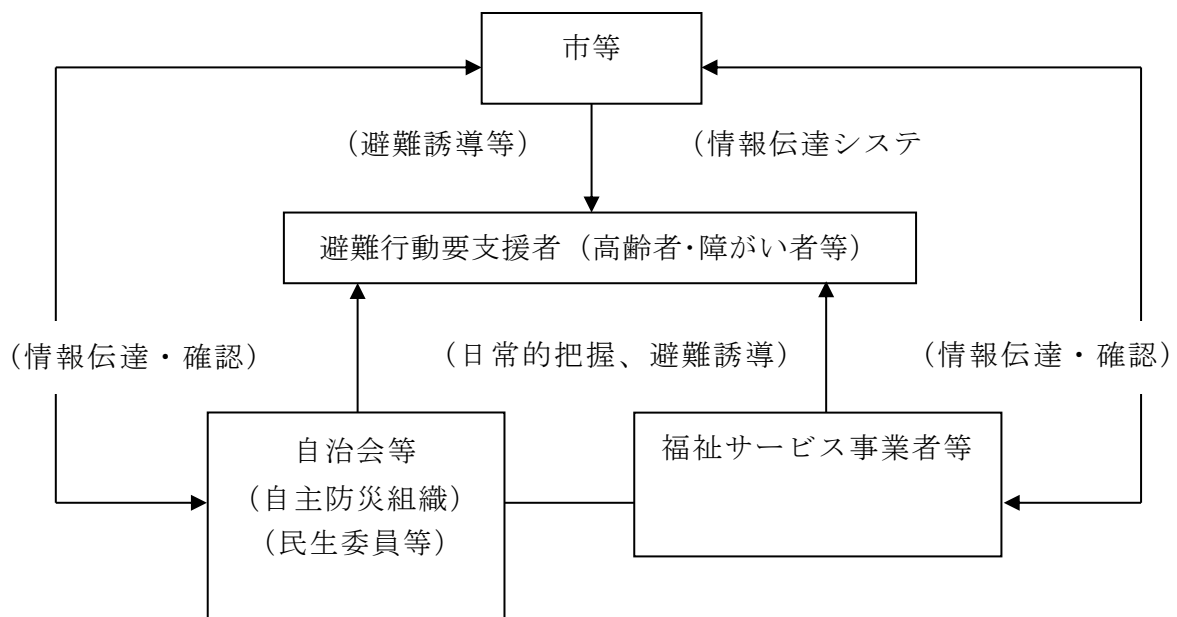
避難行動要支援者名簿の作成等については、第2編第2章第2節第10項を参照のこと。

1 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者支援にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

【地域安心システムのイメージ】



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するもとともに、庁

舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

エ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

オ 地域全体での支援体制づくり

市は、地震災害時に、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

カ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要配慮者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、地震災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、積雪や凍結といった特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練

(ア) 避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

(イ) 居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者（児）の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

2 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、耐震性の確保に配慮するとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備、資機材等の整備に努めるとともに、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に

基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市の支援

県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、市は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等が受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

さらに、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

加えて、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

3 外国人の安全確保対策

日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。また、県及び市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

4 避難所の要配慮者支援

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

県及び市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の

整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、災害時要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、災害時要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進める。

(4) 災害派遣福祉チーム（DWAT）

県は、災害派遣福祉チーム（DWAT）を必要に応じて避難所に派遣し、福祉的支援を行う。

また、あらかじめ「佐賀県災害福祉支援ネットワーク」を組織し、平時からチーム員等の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を行う。

第10項 帰宅困難者への対策	市（危機管理防災課）、輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者、県
-----------------------	---------------------------------------

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第11項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達	市（危機管理防災課、上下水道局、地域医療課、健康増進課、農政課、水産課、農地林務課）事業所、市民、県
-------------------------------	--

地震災害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市は平常時から連携して、「唐津市防災備蓄計画（令和3年5月20日）」に基づき食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して市民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1 確保の役割分担

(1) 市民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(3) 県

県は、市町への支援を目的として、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を行う。なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調整等システムにより国に対して要請を行えるよう体制の整備に努める。

2 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

ア 食料の品目

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

イ 調達、備蓄体制の整備

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努め備蓄体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調整粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう市場、関係団体等との連絡体制を整備する。

(2) 飲料水の確保及び資機材の整備等

ア 県及び市は、応急給水用の飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

イ 市は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。県は市と協力

し、応急給水状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は応急給水状況から自ら必要と認める場合は市に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

ウ 県及び市は、必要に応じて、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間企業等との協定締結を図るなどした備蓄を行うとともに、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う。

4 生活必需品

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

県及び市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

5 医薬品

市は、市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

第12項 防災訓練	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）、県警察、各防災関係機関、自主防災組織・事業所等、住民、県
-----------	---

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的

なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 県

(1) 総合防災訓練

ア 大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

イ 訓練は次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練を適宜取り入れて行うものとする。また、必要に応じて他県との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

(ア) 非常召集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請

(イ) 地震（緊急地震速報等）・津波情報の伝達、火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（避難行動要支援者を含む。）、救助、救急

(ロ) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災

(ハ) 避難所設置、給水、炊き出し

(ニ) 交通規制、道路等の障害物除去、応急救橋、無線通信

(ホ) 上下水道施設復旧、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧

(ヘ) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け等

ウ 実地の対応力向上を図るため、図上訓練の導入等、訓練の実施方法や内容等について、適宜見直していく。

(2) 個別訓練

ア 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、市及び防災関係機関等と協力して実施する。

イ 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を適宜実施する。

(3) 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線及び非常通信連絡会の会員の通信機等を使用して、防災情報の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

(4) 緊急消防援助隊に関する訓練

各消防機関等の技術及び連携活動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、共同で適宜訓練を実施する。

(5) 訓練後の評価

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

2 市

防災訓練については市町防災計画に定め、その実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

《訓練の内容例》

- (1) 災害発生時の広報
- (2) 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- (3) 避難行動要支援者の安全確保
- (4) 消防、水防活動
- (5) 救助・救急活動
- (6) ボランティアの活動体制の確立
- (7) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (8) 被災者に対する生活情報の提供
- (9) 避難所の設置運営

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 県民の訓練

県民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市町及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第13項 災害復旧・復興への備え	市（関係各課）、防災関係機関、建築物の所有者
-------------------------	------------------------

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 市の災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【地震災害時の災害廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ①被災地域の予測
- ②災害廃棄物発生予測量
- ③がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- ④仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ⑤仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑥排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑦市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑧有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ⑨収集運搬車両とルート計画
- ⑩災害に備えた資機材の備蓄計画
（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

(2) 県の災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 建物の耐震化等

県、市、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(4) 大量に生じた災害廃棄物への備え

県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(5) アスベスト使用建築物等の把握

県及び市は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に

実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

2 各種データの整備保全

県及び市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 県

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

4 復興対策の検討

県、市及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第14項 複合災害対策	各防災関係機関
-------------	---------

第2編第2章第2節第15項参照

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

第1項 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	市（関係各課）、県
-------------------------	-----------

1 県の地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。これを受け、県は、対象区域を県内全域とし、令和3年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）を作成し、次の計画対象事業、特に緊急を要する施設等の積極的な整備を推進していくものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収用するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 海岸法に規定する海岸保全施設又は河川法に規定する河川管理施設
- (14) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は、ため池で家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
- (15) 地域防災拠点施設
- (16) 防災行政無線その他の施設又は設備
- (17) 飲料水、井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (18) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

2 市における事業の推進

市は、市地域防災計画に位置づけられ、地震防災緊急事業五箇年計画に記載された、

市が実施する事業について、積極的な推進に努める。

第4節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及	市（危機管理防災課、学校教育課、関係各課）、防災関係機関、学校等、県
----------------	------------------------------------

1 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、県民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、

県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 県、市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動避難場所や避難所での行動

(ロ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ハ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

(ニ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

オ 県及び市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報（警報）は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想された場合に、震度4以上が予想される地域又は長周

期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、県、市、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震・津波対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アセスメントを行うとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

なお、市及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2～3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から県民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

県及び市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

県及び市は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

市民は、地震により住家・家財が被災した場合の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く県民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識

等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2項 平素から行える基本的な事項	住民
-------------------	----

第2編第2章第3節第2項参照

第3項 平素から行える住民の防災行動	住民
--------------------	----

第2編第2章第3節第3項参照

第4項 市等が発令する避難指示等の種類と住民の対応	住民、関係各対策部
---------------------------	-----------

第2編第2章第3節第4項参照

第5項 「特別警報」への対応等	住民、関係各対策部・課
-----------------	-------------

1 特別警報の意義

特別警報はこれまでの各種気象警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まった状態において、気象庁が発表するもの。

2 特別警報が発表されたら

これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状態にあるため、周囲の状況に注意し、直ちに市の避難情報に従うなど、命を守る適切な行動を各自とる。

3 特別警報の注意事項

「特別警報が発表されていない」は「災害が発生しない」ことを表すわけではない。これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが重要である。

第6項 消防団の育成強化	市（危機管理防災課、消防本部）、県
--------------	-------------------

第2編第2章第3節第6項参照

第7項 水防団及び水防協力団体の育成強化	市（消防本部、道路河川管理課、雨水対策課）、県
----------------------	-------------------------

第2編第2章第3節第7項参照

第8項 自主防災組織等の育成強化	市（危機管理防災課）、事業所、住民
-------------------------	-------------------

第2編第2章第3節第8項参照

第9項 企業防災の促進	事業所 市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	------------------------

第2編第2章第3節第9項参照

第10項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	市（関係各課）、事業所、住民
-----------------------------------	----------------

第2編第2章第3節第10項参照

第11項 災害ボランティア活動の環境整備等	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県及び唐津市 社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関 市（福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、地域医療課、健康増進課、地域政策課、建築住宅課、道路河川管理課、危機管理防災課）
------------------------------	--

第2編第2章第3節第11項参照

第12項 災害教訓の伝承	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------------	-----------------

第2編第2章第3節第12項参照

第13項 技術者の育成・確保	市（障がい者支援課、地域政策課、道路河川管理課、建築住宅課）、県
-----------------------	----------------------------------

県及び市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

技術者名	業務内容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第14項 孤立防止対策計画	市（危機管理防災課、消防本部、福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、障がい者支援課、地域政策課、観光課、第一工務課、第二工務課、農地林務課）、県
---------------	--

第2編第2章第3節第14項参照

第3章 地震災害対策における災害応急対策計画

第1節 市の活動体制

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課）
-------------	-----------------

1 基本的考え方

市は、地震が発生した場合、又は津波に関する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

2 地震・津波災害応急対策における活動体制

(1) 考え方

市は、地震又は津波に関する警報等が発表された場合、災害が発生又は、そのおそれがある場合等に行う措置についてあらかじめ計画し、災害発生を防ぎ、又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する。

(2) 地震災害対策における活動体制

市の活動体制の発令区分に応じ、必要な職員を動員配備して、「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して、災害応急対策活動を実施する。

(3) 活動体制の発令・解除区分

ア 災害（おそれ）対処の必要性等により区分して対応する。

イ 各活動体制の発令・解除者は、活動体制の設置・廃止について市長に報告する。

ウ 各対策部、各対策支部の活動体制の発令・解除は、災害情報連絡室長、災害警戒本部長、災害対策本部長が示す。

エ 各活動体制の編成組織

各活動体制の編成組織の細部は、「唐津市災害対策本部規程第6条」による「唐津市災害対策本部機構図」に準拠し、各対策部が定める災害対応職員行動マニュアルで別途定める。また、被害が甚大に及ぶ復旧・復興のために長期間を要する場合における「特別配置」の詳細については復旧・復興対策部活動マニュアルで別に定める。

(4) 災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）と水防計画に示す水防本部との相互連携

別途定めた市水防計画による水防本部が設置されている場合、又は設置される場合において、本計画で定める市災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）が設置されたときには、水防本部を災害対策本部（災害警戒本部、災害情報連絡室）に包括し、相互に連携して防災体制を強化する。

活動体制の発令・解除者と設置基準

活動体制	発令・解除者	設置基準
災害情報連絡室 〔第1警戒〕	危機管理防災課長 (不在時) 危機管理防災係長	1 市内で震度4の地震が発生した場合(自動設置) 2 市内沿岸に津波注意報が発表された場合で、危機管理防災課長が必要と認める場合 3 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で危機管理防災課長が必要と認める場合 4 危機管理防災課長が必要と認める場合
災害情報連絡室 〔第2警戒〕	危機管理防災課長 (不在時) 危機管理防災係長	1 災害の発生が予測される場合 2 小規模な災害が発生し、災害対応を実施する場合 3 指定緊急避難場所を開設する場合 4 危機管理防災課長が必要と認める場合
災害警戒本部	総務部長 (不在時) 総務部副部長	1 市内で震度5(強・弱)又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合(自動設置) 2 市内沿岸に津波警報が発表された場合(自動設置) 3 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で総務部長が必要と認める場合 4 津波により大きな被害が生じた場合で総務部長が必要と認める場合 5 総務部長が必要と認める場合
災害対策本部	市長 (不在時) 副市長	1 市内で震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合(自動設置) 2 市内沿岸に大津波警報が発表された場合(自動設置) 3 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で市長が必要と認める場合 4 津波により大きな被害が生じた場合で市長が必要と認める場合 5 市長が必要と認める場合
現地災害対策本部	市長 (不在時) 副市長	1 災害対策本部が設置され、次に示す場合等で、災害対策本部長が必要と認める場合 (1) 被災地域等に高齢者等避難を発表する場合 (2) 被災地域等に避難指示を発令する場合 (3) 被災地域等に警戒区域を設定する場合等 2 災害対策本部長が必要と認める場合

(5) 職員の動員配備要領

ア 通常の場合における勤務の態様による動員要領

(イ) 勤務時間内

- 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- 各課長は、動員体制を整える。
- 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(イ) 休日等勤務時間外

- 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速

に連絡し、初動体制をとる。

b 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

c 職員は、勤務時間外において、県内で震度5以上の地震が発生したことを知った場合、又は地震災害・津波災害により電話連絡がつかない場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

ウ 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

エ 配備体制の強化

(7) 災害が発生又はその恐れがある場合の災害対策本部設置時の配備体制は、次の基準により、災害対策本部長等が定める。

区 分		体制の基準	活動態勢	発令者
災害対策本部	指令1号	○市全域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、組織的かつ総合的な災害応急活動その他災害対策を実施する場合	対策部職員 全員	災害対策 本部長
	指令2号	○局地的に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、各対策部による災害応急活動その他災害対策を実施する場合	各対策部の概ね 1/2～1/3程度の職員	
災害警戒本部		○市内で震度5（強・弱）又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合 ○市内沿岸に津波警報が発表された場合 ○市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合、津波により大きな被害が生じた場合等で災害による被害に迅速に対処するとともに被害を局限する場合	災害警戒本部職員 全員	災害警戒 本部長
災害情報連絡室		○市内で震度4の地震が発生した場合 ○市内沿岸に津波注意報が発表された場合 ○市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で危機管理防災課が必要と認める場合等で迅速な災害対処に備えるために情報収集等を行う場合	災害情報連絡室職員 全員	災害情報 連絡室長

- (イ) 災害警戒本部、災害情報連絡室の活動態勢の配備要員及び活動の細部は、災害警戒本部長、災害情報連絡室長がそれぞれ指示するとともに、各対策部、対策支部、現地災害対策本部の配備要員等は、それぞれの各部長が、前記基準に基づき定める。

第2項 唐津市の初動体制	市（関係各課、危機管理防災課）
--------------	-----------------

1 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務等

災害情報連絡室、災害警戒本部、災害対策本部、現地災害対策本部の各体制及び災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、『第2編 風水害対策 第3章 第1節「活動体制」』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

2 その他

唐津市災害対策本部条例及び同規程の定めるところによる他、細部は各対策部が定める災害対応職員行動マニュアルで別途定める。

第2節 地震、津波の情報伝達

市及び防災関係機関は、地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、地震が発生した場合、気象庁が発表する地震に関する情報及び津波警報・津波注意報等を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 地震及び津波に関する情報の種類、 大津波警報・津波警報・津波注意報、 津波に関する情報の種類、内容等	佐賀地方気象台
--	---------

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報等の種類、内容は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震による揺れの発現時刻を発表。
震源に関する情報	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

3 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

警報・ 注意報 の分類	予想される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
	数値で発表する場合 の予想される津波の 高さ区分 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波 警 報	10m超 (10m<最大波の高 さ)	巨大	○巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・ 流失し、人は津波による流れに巻き込 まれる。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。 ○警報が解除されるまで安全な場所から 離れない。
	10m (5m<最大波の高 さ ≤ 10m)		
	5m (3m<最大波の高 さ ≤ 5m)		
津 波 警 報	3m (1m<最大波の高 さ ≤ 3m)	高い	○標高の低いところでは津波が襲い、浸 水被害が発生する。 ○人は津波による流れに巻き込まれる。 ○沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。 ○警報が解除されるまで安全な場所から 離れない。
津 波 注意報	1m (0.2m<最大波の高 さ ≤ 1m)	(表記しない)	○海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型船 舶が転覆する。 ○海の中にいる人はただちに海から上 がって、海岸から離れる。 ○海水浴や磯釣りは危険なので行わな い。 ○注意報が解除されるまで海に入ったり 海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その
の時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位
が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報の種類とその内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想され る津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波 の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予 想の区分に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっと も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よ りも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予 想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。

沖合の津波観測に関する情報 (*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
-----------------------	---

(*1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(津波観測に関する情報の発表例)

宮古			
第1波到達時刻	11日15時01分	引き	
これまでの最大波	観測中		
釜石			
第1波到達時刻	11日14時46分	押し	
これまでの最大波	11日14時56分	3.2m	

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(沖合の津波観測に関する情報の発表例)

【沖合で観測した津波の観測値】			
青森八戸沖			
第1波観測時刻	11日14時51分	押し	
これまでの最大波	11日14時52分	1.0m	
岩手釜石沖			
第1波観測時刻	11日14時50分	引き	
これまでの最大波	観測中		
【沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ】			
青森県太平洋沿岸			
第1波の推定到達時刻	11日14時56分		
これまでの最大値の推定到達時刻	11日14時57分		
推定される津波の高さ	5m		
岩手県			
第1波の推定到達時刻	11日14時55分		
これまでの最大値の推定到達時刻	推定中		
推定される津波の高さ	推定中		

【沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で想定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で

		の推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。		

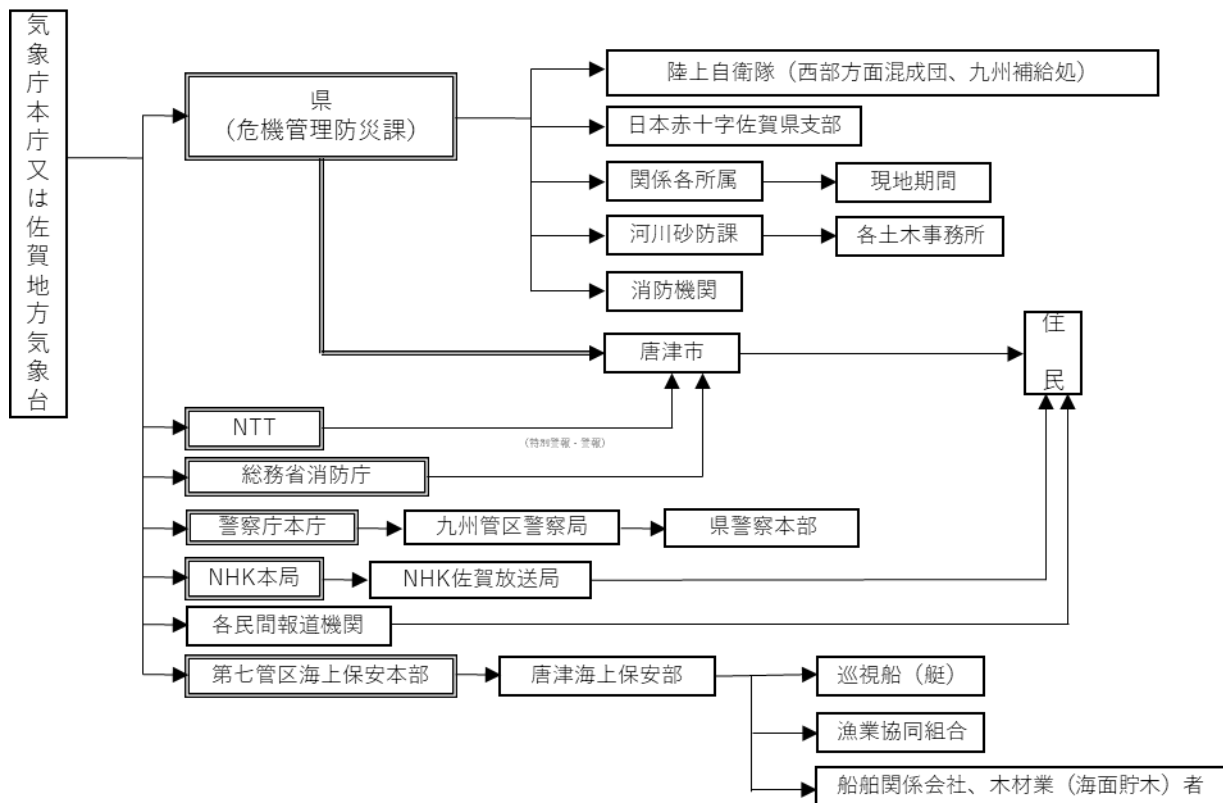
(3) 津波予報

発表基準	内 容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

第2項 情報の伝達	市（危機管理防災課）、防災関係機関
-----------	-------------------

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【地震及び津波に関する情報の伝達】



※1 () : 法定伝達先(気象業務法施行令第8条第1号)

※2 (—) : 大津波警報(特別警報)の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(気象業務法第15条の2)

※県からの情報伝達について、時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後伝達(緊急の場合は、自宅から)

第3項 関係機関による措置事項	市(消防本部、危機管理防災課)佐賀地方気象台、海上保安部、西日本電信電話株式会社、県
------------------------	--

1 関係機関からの情報収集

(1) 気象台からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察本部、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、県に通知する。

イ 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。

ウ 津波予報区の範囲

予報区・・・佐賀県北部、有明・八代海

エ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、

土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(2) 県からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市に通知する。この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

イ 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防本部、県警察に伝達する。

ウ 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係市町、消防本部、県警察に対して伝達する。

エ 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防本部及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、やむを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

オ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(3) 県警察からの情報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

イ 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

2 市が行う地震・津波に関する情報等に対する措置

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTT等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働い

ている施設の管理者等、漏れがないよう伝達する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 近地地震津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

本市は、玄海灘に面した地区が多いため、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに、次の措置を講ずる。

(ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

(イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、前記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

(3) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

(5) 避難実施要領

資料編「唐津市津波避難計画」による。

3 消防本部の措置

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

沿岸の消防本部は、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住

民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

4 関係機関が行う情報伝達措置

(1) 海上保安部による大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、次のことを行う。

ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。

イ 津波の到達まで十分に余裕があり場合は、巡視船艇により港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。

(2) 西日本電信電話株式会社

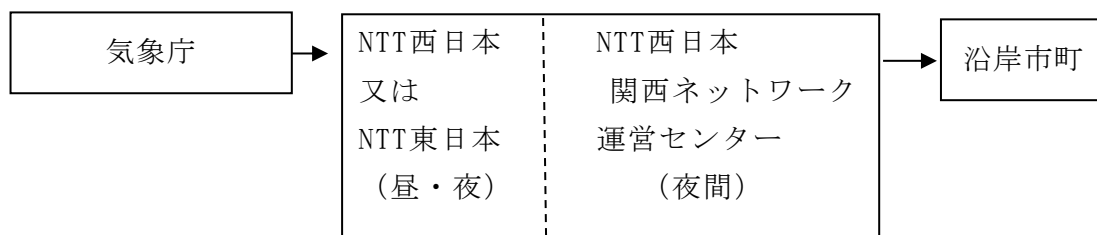
ア 大津波警報・津波警報の伝達

気象庁からNTT西日本又はNTT東日本等へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、ファクシミリにより沿岸市町に連絡する。

イ 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、大津波警報・津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市は、地震災害時において、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を、積極的に収集し、また収集した情報を的確に処理して防災対策に資するとともに、地域住民等に迅速に伝達・連絡する。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を早期に行う。

また、法令等に基づき、被害状況等を国、県に報告する。

第1項 災害情報の収集・共有	市（危機管理防災課）、防災関係機関、県
-----------------------	---------------------

市は、地震災害、津波の注意報等発令に伴い、災害及び災害の切迫度に応じ、情報収集の重点を定め、組織を挙げて、可能な限りの各種手段を講じて情報を収集する。また関係防災機関等の災害等情報、県等関係機関からも情報を収集する。

1 情報収集の重点

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合

- ア 住民、施設等の状況
- イ 津波情報
- ウ 本庁舎、各市民センター庁舎、関係機関の状況
- エ 公共機関の状況
- オ 海岸、道路、河川等注意（危険）情報

(2) 市内に地震災害、津波災害が発生した（発生するおそれがある）場合及び津波等の警報が発表された場合

- ア 地震災害、津波災害発生状況、特に、住民の被災、安否情報、施設損壊等ライフラインの状況及び避難に関する情報
- イ 市、関係機関の災害応急対策活動状況に関する情報

(3) 市内に、地震、津波による甚大な被害が発生した（発生するおそれがある）場合

- ア 災害状況（人命の安否、災害場所・規模、施設等の損壊程度等）に関する情報
- イ 避難状況に関する情報
- ウ 危険地域等災害拡大（二次災害等を含む）に関する情報
- エ ライフラインの状況（公共施設、交通網等含む）に関する情報
- オ 消防等関係機関の活動状況に関する情報
- カ 避難指示に関する情報
- キ 清掃防疫その他の保健衛生に関する情報
- ク 災害地における社会秩序の状況に関する情報
- ケ 復旧に関する情報
- コ 気象に関する情報

2 各種手段を尽くした情報収集

(1) 防災関係機関等を活用した情報収集

災害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報は、最重視して収集する。

ア 警察、海上保安庁、関係公共機関等からの情報を収集する。

イ 各市民センター、防災関係機関等からの情報収集が困難な場合等においては、職員を災害現地、状況により県の災害対策本部等に直接派遣し、情報収集に努める。

ウ 県からの情報収集

県が収集した災害情報等を現行の「佐賀県防災GIS」等を活用して以下の情報を収集するとともに、画像情報の配信を受ける。

(ア) 緊急災害情報（画像情報等被害規模を推定するための情報等）

(イ) 緊急被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、ライフライン被害、危険物施設等の被害、火災・津波・土砂災害の発生状況等被害規模を推定するための情報）

(ウ) 被害情報（人的被害、住家の被害、ライフライン被害、危険物施設等の被害、公共施設被害、農林水産、企業、店舗、工業用水道施設及び観光施設等の商工被害等対策を機能的・効率的に進めるための情報）

(エ) 対策復旧情報（応急対策の活動状況、被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報等）

(2) 職員による緊急災害情報の収集

市の防災関係等の職員は、参集途上等に、スマートフォン等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、システム等を活用して、災害情報連絡室等に報告する。（参集途中に報告ができない場合は、参集後、速やかに報告する）。

(3) その他の機関等からの情報の活用

報道機関や市民等から得られる情報も活用する。

3 情報の共有

国、県、市町その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第2項 被害状況等の報告	市（危機管理防災課、消防本部）、防災関係機関、県
--------------	--------------------------

県、市は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、市をはじめ関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携のうえ、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報 イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 (ア) 概括的被害状況 （人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等） (イ) ライフライン被害の範囲 (ウ) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (エ) 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに 〔特に、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合には、30分以内に、応急対策の状況を含めて、報告する。〕
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの 〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕	ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ア 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） イ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ウ 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害
災害報告取扱要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市町が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

(ア) 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害又は津波災害の発生後直ちに、市は、県関係現地機関、県各部(局)を経由して、県危機管理防災課に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部(局)を経由して、県危機管理防

災課に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部(局)に報告できない場合は、直接県危機管理防災課に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。

また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

(エ) 当該区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報を県に加え、直接消防庁に対しても報告する。

イ 被害状況即報

(ア) 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部（局）を経て、県危機管理防災課に報告する。

(イ) 防災関係機関及びその他機関は、県各部(局)を経由して、県危機管理防災課に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部(局)に報告できない場合は、直接県危機管理防災課に報告する。

(ウ) 県危機管理防災課は、市、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告する。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

(エ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

(オ) 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イ のとおりとする。

《連絡窓口》

消防庁

区 分 回線別		平日（9:30～18:15） 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

県

区 分 回線別		平日（8:30～17:15） 危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 守衛室
NTT回線	TEL	0952-25-7362 0952-25-7107	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	

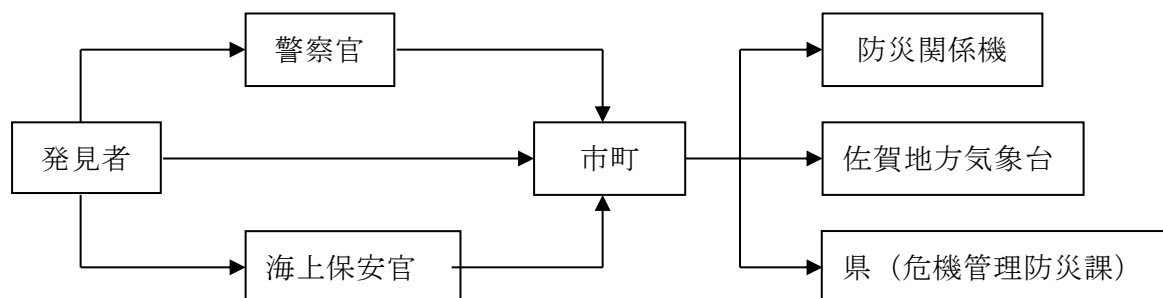
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、県及び市が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び市町に通報又は連絡を行うものとする。

第3項 異常現象発見時の 通報	市(危機管理防災課)、防災関係機関、佐賀地方気象台、県
----------------------------	-----------------------------

市町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

異常潮位	天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

地震動等により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭、引き起こされる等
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任	防災関係機関
----------	--------

労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保	市（商工振興課）、防災関係機関
------------	-----------------

地震災害又は津波災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県において、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保を行うための協力を要請する。

労働力を必要とする防災関係機関は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の職員、市長若しくはこの職員が現場にいない時、又は、これらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命じられた部隊等の自衛官を含む）は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類	市（消防本部、危機管理防災課、第一工務課、第二工務課）、県警察、海上保安部、自衛隊、水防管理者、水防団長、県
---------------------	--

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 （応急措置一般）	・従事命令 ・協力命令	知 事 〔 委任された場合は 市町長 〕	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 （救助法に基づく救助）	・従事命令 ・協力命令	知 事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	・従事命令	市町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置命令	警 察 官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・協力要請	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項
水防作業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防本部の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命令の区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町長・警察官・海上保安官の従事命令	市町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防本部の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 発動方法等（補償等を含む）	市（危機管理防災課）
-------------------	------------

1 従事命令等の公用令書の交付

- (1) 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）
 知事若しくは市長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

2 災害救助法による公用令書の交付（災害救助法第7条第4項（同法第5条の2第2項を準用）、同法施行規則第4条）

- (1) 知事は、従事命令を発するとき、又は発した命令を取消すときは、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害救助法施行細則第10条に定めるところによる。

3 従事できない場合の届出（災害救助法施行細則第12条）

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して知事（公用令書を発した機関）に届け出るものとする。

(1) 負傷又は疾病等により、指定の日時に出頭することができないときは、医師の診断書

(2) 天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できないときは、市長・警察官・船長又は駅長の証明書

4 実費弁償（災害対策基本法第82条第2項、災害救助法第7条第5項）

知事が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第13条に定めるところにより実費を弁償する。

5 損害補償（災害対策基本法第84条第2項、災害救助法第12条）

知事が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

(1) 災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年佐賀県条例第7号）

(2) 災害救助法施行令（第13条～第22条）

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

第2編第3章第6節参照

第7節 応援協力体制

第2編第3章第7節参照

第8節 通信計画

第2編第3章第8節参照

第9節 救助活動計画

第2編第3章第9節参照

第10節 保健医療福祉活動計画

第2編第3章第10節参照

第11節 消防活動計画

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努めるとともに、消防機関に協力するように努める。

県及び市は、消防機関の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第1項 出火防止、初期消火	市（消防本部、危機管理防災課）、住民、自主防災組織、事業者
----------------------	-------------------------------

市は、地震発生時に、住民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

住民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第2項 消火活動	市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------	-----------------

市は、地震により火災が発生した場合は、市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防ぎよにあたる部隊運用を図る。

第3項 応援の要請	市（消防本部、危機管理防災課）、県
------------------	-------------------

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市は、自らの消防活動のみでは対処できない場合は、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。

3 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請等

被災地の市は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第4項 救急活動	市（危機管理防災課、消防本部）、県
----------	-------------------

市は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

地震発生時には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動が必要である。

被災地の住民、自主防災組織、事業所等は、出火防止、初期消火に努めるとともに、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などを実施する。

市は、県と連携し、消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 救急活動

市は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージ（緊急度分類）による重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

市は、傷病者を消防署の救急車により搬送とするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

市は、地震災害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3 後方医療機関の情報の把握

市は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

市は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機

関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節 惨事ストレス対策

第2編第3章第12節参照

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 項 水防活動計画と二次災害の防止活動	市（危機管理防災課、上下水道局、水産課、道路河川管理課、雨水対策課）、河川管理者、海岸管理者及び施工者、水門や排水機場等の管理者・管理受託者、水防管理者、県
------------------------------------	---

1 水防活動

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、ため池等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがある場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、ため池等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により津波及び浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図り、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

(3) 水防計画

市は、水防管理団体（水防管理者）として、水防管理及び水防活動等に関し別途市水防計画を定め水防活動等の準拠とする。

2 土砂災害の発生、拡大防止

市は、発災後の降雨・余震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

地震発生後、津波、火災、崖くずれ等の二次災害から住民の人命、身体を保護するため、市町等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

以降については、第2編第3章第14節参照

第15節 避難所設置、運営計画

第2編第3章第15節参照

第16節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

第2編第3章第16節参照

第17節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第2編第3章第17節参照

第18節 交通及び輸送対策計画

第2編第3章第18節参照

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

第2編第3章第19節参照

第20節 広報、被災者相談計画

第2編第3章第20節参照

第21節 文教対策計画

第2編第3章第21節参照

第22節 公共施設等の応急復旧計画

第2編第3章第22節参照

第23節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

第2編第3章第23節参照

第24節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

第2編第3章第24節参照

第25節 福祉サービスの提供計画

第2編第3章第25節参照

第26節 ボランティアの活動対策計画

第2編第3章第26節参照

第27節 外国人対策

第2編第3章第27節参照

第28節 帰宅困難者対策

第2編第3章第28節参照

第29節 義援物資、義援金対策計画

第2編第3章第29節参照

第30節 災害救助法の適用

第2編第3章第30節参照

第31節 行方不明者等の搜索、死体の処理、火葬

第2編第3章第31節参照

第32節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

第1項 役割	住民、事業者、市（環境課、清掃センター、財産管理課、スポーツ振興課）
---------------	------------------------------------

1 市の役割

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ア がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- イ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ウ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- エ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- オ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町村との協力体制
- カ 有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- キ 収集運搬車両とルート計画
- ク 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい。）
- ケ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (5) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (6) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (7) 必要に応じ、仮設トイレを設置する

2 住民、事業者の役割

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

以降は、第2編第3章第32節第2項及び第3項参照

第33節 防疫計画

第2編第3章第33節参照

第34節 保健衛生計画

第2編第3章第34節参照

第35節 動物の管理、飼料の確保等計画

第2編第3章第35節第2項及び第3項参照

第36節 危険物等の保安計画

第2編第3章第36節参照

第37節 石油等の大量流出の防除対策計画

第2編第3章第37節参照

第38節 応急金融対策

第2編第3章第38節参照

第39節 孤立地域対策活動

第2編第3章第39節参照

第40節 生活再建計画

第2編第3章第40節参照

第41節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

第1項 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	市（関係各課）、各防災関係機関
---------------------------	-----------------

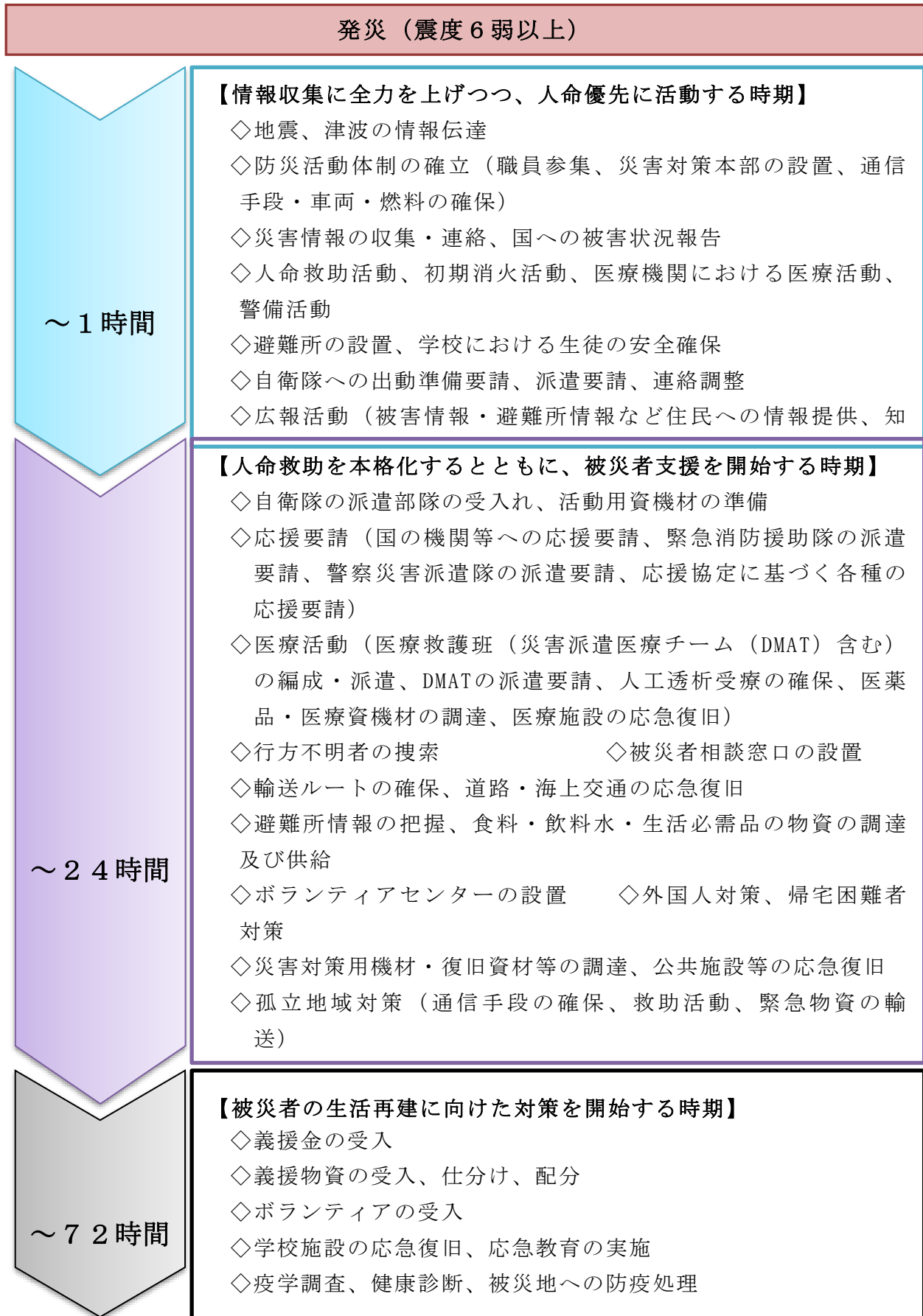
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

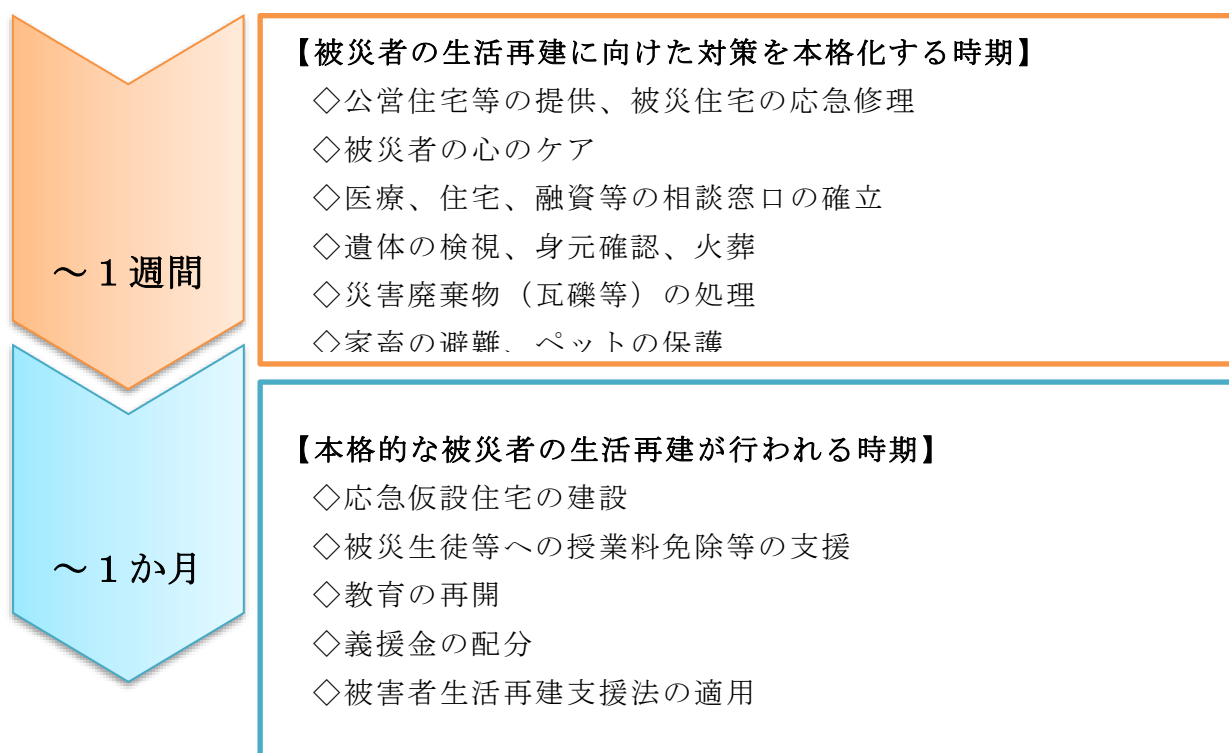
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生時・発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

地震災害対策に係る災害対策本部における災害応急対策の着手時期





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第4章 災害復旧・復興計画

第2編第4章参照

第5章 津波災害対策

本章は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、唐津市地域防災計画第3編「地震・津波災害対策」の第2章「地震災害対策における災害予防対策計画」、第3章「地震災害対策における災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧・復興計画」によるものとする。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い市域の形成	市（危機管理防災課、都市計画課、水産課、関係各課）、海岸管理者及び執行者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、県
----------------	--

1 県土保全施設の整備等

海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強いまちの形成

県及び市は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような一時避難場所やそこに通じる避難経路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、災害時要配慮者に係る施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置個所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、県や沿岸市町等の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

3 地盤沈下対策

県及び市は、地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制に努める。

第2項 津波避難計画の策定	市（危機管理防災課）
---------------	------------

1 佐賀県津波避難計画策定指針に準拠した市津波避難計画の策定

市は、地震等による津波災害の発生に備え、「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る

ものとする。

津波避難計画策定に当たっては、津波災害を防止するために、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

2 地域住民、民間事業者との協働

津波避難計画策定に当たっては、県の津波浸水想定区域図を参考に地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことに努める。

3 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

《 参考 》

【津波避難計画に記述すべき内容例】

- 目的
- 想定津波
- 職員の初動体制
- 高齢者等避難、避難指示
- 水門等の閉鎖措置
- 避難計画
- 避難行動要支援者対策
- 避難対策の留意点
- ハザードマップの作成周知
- 津波対策の教育、啓発
- 訓練の実施等

第3項 避難収容活動	市（危機管理防災課等）
------------	-------------

1 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を図るとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて総合的に判断して速やかに避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3 防災対応職員等の安全確保

市及び防災関係機関は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4項 防災知識の普及	市（危機管理防災課、地域政策課、水産課、農地林務課、道路河川管理課、学校教育課）、防災関係機関、学校等
-------------	---

1 防災知識の普及・啓発等

県、市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 避難行動に関する知識

沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと。

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があることなど

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限度があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど

(4) 家庭での予防・安全対策

3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策など

(5) 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(6) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

2 津波防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全県的に行うものとする。

県及び市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するように努めるものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努める。

第5項 津波警報・津波注意報等の伝達体制、通信設備・施設の充実	市（危機管理防災課、水産課、みなと振興課）
--	-----------------------

1 津波警報・津波注意報等の伝達体制の整備

沿岸地域は、特に勤務時間外においても、沿岸地区住民や海浜にいる観光客、旅行者等に対し、津波予報等を迅速かつ的確に伝達できるよう、これらの多数の者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場管理者等）や自主防災組織と連携した伝達体制の整備を図る。

2 通信設備・施設の充実

沿岸においては、津波警報・津波注意報等の伝達手段として、防災行政無線の導入など通信手段の充実に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1項 市の活動体制	市（危機管理防災課、関係各課）
------------	-----------------

第3編第3章第1節第1項参照

第2項 津波警報、津波注意報等の内容と情報伝達	市（消防本部、危機管理防災課、広聴広報課）、防災関係機関
-------------------------	------------------------------

第3編第3章第2節第1項及び第2項参照

第3項 避難対策	県警察、防災関係機関、市（危機管理防災課、消防本部）
----------	----------------------------

市は、強い地震（震度4程度以上）又は、長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、総合的に判断して速やかに避難指示等を発令し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて総合的に判断して速やかに避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、避難行動要支援者に十分配慮する。

また、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策に当たっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」に策定した「津波避難計画」とする。

市、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の対策を行うものとする。

第4項 水防対策等	国、県、水防管理団体
-----------	------------

県、水防管理団体は、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は

津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防本部を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。なお、「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とする。

第5項 津波に対する自衛措置

沿岸付近の住民、海浜にある海水浴客、釣り人は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。